

遊佐町告示第106号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、第579回遊佐町議会定例会を令和7年6月10日遊佐町役場に招集する。

令和7年5月8日

遊佐町長 松永 裕美

## 第579回遊佐町議会定例会会議録

### 議事日程（第1号）

令和7年6月10日（火曜日） 午前10時 開議（本会議）

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

議長報告

一般行政報告

教育行政報告

※特別委員会中間報告

日程第 4 報第1号 新・道の駅整備に係る調査特別委員会調査結果中間報告

日程第 5 報第2号 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会調査結果中間報告

日程第 6 報第3号 遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会調査結果中間報告

日程第 7 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

（議事日程第1号に同じ）

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

|      |             |      |             |
|------|-------------|------|-------------|
| 1 番  | 遊 佐 亮 太 君   | 2 番  | 伊 原 ひ と み 君 |
| 3 番  | 駒 井 江 美 子 君 | 4 番  | 今 野 博 義 君   |
| 5 番  | 洪 谷 敏 君     | 6 番  | 本 間 知 広 君   |
| 7 番  | 那 須 正 幸 君   | 8 番  | 佐 藤 俊 太 郎 君 |
| 9 番  | 菅 原 和 幸 君   | 10 番 | 土 門 治 明 君   |
| 11 番 | 斎 藤 弥 志 夫 君 | 12 番 | 高 橋 冠 治 君   |

欠席議員 なし

☆

#### 説明のため出席した者職氏名

|                          |           |                          |             |
|--------------------------|-----------|--------------------------|-------------|
| 町 長                      | 松 永 裕 美 君 | 副 町 長                    | 高 橋 務 君     |
| 総 務 課 長                  | 鳥 海 広 行 君 | 企 画 課 長                  | 高 渡 会 和 裕 君 |
| 産 業 課 長 兼<br>農 委 事 務 局 長 | 太 田 智 光 君 | 地 域 生 活 課 長              | 太 田 英 敦 君   |
| 健 康 福 祉 課 長              | 渡 部 智 恵 君 | 町 民 課 長 兼<br>会 計 管 理 者   | 土 門 良 則 君   |
| 教 育 長                    | 土 門 敦 君   | 教 育 委 員 会 長<br>教 育 課 長   | 荒 木 茂 君     |
| 農 業 委 員 会 会 長            | 佐 藤 充 君   | 選 挙 管 理 委 員 会 長<br>選 委 員 | 小 林 栄 一 君   |
| 代 表 監 査 委 員              | 本 間 康 弘 君 |                          |             |

☆

#### 出席した事務局職員

事務局長 菅 原 潤 議事係長 船 越 早 苗 主 査 佐 藤 明 子

☆

#### 本 会 議

議 長（高橋冠治君） おはようございます。ただいまより第579回遊佐町議会6月定例会を開会いたします。

(午前10時)

議長（高橋冠治君） 本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、説明員として、町長はじめ各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めましたところ、全員出席しておりますので、ご報告いたします。

上衣は自由にしてください。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により4番、今野博義議員、5番、渋谷敏議員を指名いたします。

日程第2、本定例会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、那須正幸委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、那須正幸委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（那須正幸君） おはようございます。第579回遊佐町議会定例会の運営について、去る5月23日に議会運営委員会を開催し、協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本定例会の会期については、本日6月10日から6月13日までの4日間といたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、本日は議会の構成を行い、次に諸般の報告として議長報告、一般行政報告、教育行政報告を行います。その後、各特別委員会の調査結果報告を行い、終了いたします。

次に、一般質問に入り、5人を予定しております。

第2日目の6月11日は、前日に引き続き一般質問を行い、5人を予定しております。終了次第、専決処分6件、令和7年度各会計補正予算3件、条例案件2件、事件案件4件を一括上程し、補正予算については恒例により補正予算審査特別委員会を構成し、審査を付託いたします。

第3日目の6月12日は、終日各常任委員会を開催いたします。

第4日目の6月13日は、午前10時5分からおおむね午後3時まで補正予算審査特別委員会を行い、その後案文作成のため休憩に入ります。午後3時30分頃から本会議を開会し、専決処分6件の審議及び採決、条例案件2件の審議及び採決、補正予算の審査結果報告及び採決、事件案件4件の審議及び採決、発議案件2件の審議及び採決を行い、終了次第、第579回定例会を閉会したいと思います。

議員各位のご協力をお願い申し上げます。

以上であります。

議長（高橋冠治君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日6月10日より6月13日までの4日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は4日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議長の報告を行います。

## 議長報告

### 1 系統議長会について

#### (1) 荘内地方町村議会議長会臨時総会

ア 期 日 令和7年4月18日（金）

イ 場 所 庄 内 町

ウ 案 件

##### (ア) 認第1号 令和6年度会計決算の認定について

歳入合計 857,397円

歳出合計 430,518円

差引残額 426,879円

エ 協議事項

(ア) 山形県町村議会議長会臨時総会への要望事項について

(イ) 県知事と町村議会議長との意見交換会に対する要望事項について

(ウ) 山形県関係国会議員の諸先生を囲む懇談会への提出事項について

(エ) その他当面する諸課題について

(オ) 役員改選任期等について

(カ) 今後の本会事業について

#### (2) 庄内市町村議会議長会総会

ア 期 日 令和7年4月23日（水）

イ 場 所 酒 田 市

ウ 案 件

(ア) 令和6年度事業報告について

(イ) 令和6年度収支決算について

歳入合計 805,030円

歳出合計 520,373円

差引残額 284,657円

(ウ) 令和7年度事業計画（案）について

(エ) 令和7年度収支予算（案）について

予算総額 685,000円

(オ) 令和7年度負担額（案）について

平等割（20％） 人口割（80％）

本町負担額 32,000円

#### (3) 山形県町村議会議長会臨時総会

ア 期 日 令和7年6月2日（月）

イ 場 所 白 鷹 町

ウ 案 件

- (ア) 報告第2号 議長の異動
- (イ) 報告第3号 役員の選任
- (ウ) 報告第4号 会務報告
- (エ) 議案第4号 令和6年度収入支出決算

収入総額 40,370,923円

支出総額 34,288,605円

差引額 6,082,318円

- (オ) 議案第5号 各地方提出議題

(最上地方)

- ・高速道路網の整備促進について
- ・国道の整備促進について
- ・医師確保対策の推進について

(荘内地方)

- ・ミッシングリンク解消に向けた高規格道路の整備促進について
- ・羽越本線等の高速化と安全輸送及び陸羽西線の維持継続について
- ・庄内地域の橋梁の架け替え推進について

(村山地方)

- ・子育て支援策の充実について
- ・村山地方における国道等道路網の整備促進について
- ・防災・減災に資するインフラ整備促進のための財源確保等について

(置賜地方)

- ・自治体病院を中核とした地域医療の再生と充実に向けた支援について
- ・遊休施設の解体・撤去費用に対する支援の充実について
- ・置賜地域における主要道路網の整備促進について

以上であります。

次に、一般行政報告について、高橋副町長より報告願います。

高橋副町長。

副町長（高橋 務君）

一般行政報告

令和7年6月10日

1. 諏訪部祭の催行について。5月15日、八日町の本願寺において、町の四大祭の一つである諏訪部祭が行われました。参列者による焼香に加え、遊佐小学校5年生全員が参加する予定でしたが、校内でインフルエンザが流行したため全員での参加を見送り、学年を代表して児童2名が学習発表を行いました。また、代官舞の奉納も行い、偉人へ感謝の意を捧げました。

2. 令和6年度遊佐町一般会計予算の繰越明許費について。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、庁舎管理費（臨時）外14事業に係る繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告します。

別紙Ⅰのとおり。

3. 令和6年度遊佐町下水道事業会計予算の繰越明許費について。地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、公共下水道施設改築更新事業に係る繰越明許費繰越計算書を次のとおり調製したので報告します。

別紙Ⅱのとおり。

4. 国際交流事業について。3月18日から25日の日程でハンガリー・ソルノク市派遣事業を実施し、高校生団員10名を含む13名が参加しました。4月20日には帰国報告会を開催し、各団員が派遣事業を通して感じたことやこれからの目標を発表しました。

5. きらきら遊佐マイタウン事業について。5月23日、10件の申請に対し審査を行い、一般コミュニティ事業3件と集落コミュニティ事業5件、計8件の採択と2件の不採択を決定しました。

6. 遊佐町総合発展計画推進本部の設置について。総合発展計画と総合戦略の一体化策定に向けて、町長を本部長とする遊佐町総合発展計画推進本部を設置し、5月8日に推進本部会議、5月19日に各課職員で構成するプロジェクト会議を開催しました。会議では計画骨子案などを協議し、今後現計画の振り返りを行い、基本構想・基本計画の策定を進めます。

7. 移住定住促進施策について。4月23日、遊佐町I・J・Uターン促進協議会総会を開催し、令和6年度の事業報告、令和7年度の事業計画等について協議しました。今年度も引き続き町内の各機関・団体が連携し、一丸となり移住定住施策を進めていくことを確認しました。

8. 地域おこし協力隊について。令和7年3月から5月にかけて、新たに3名の地域おこし協力隊を採用しました。遊佐高校学生生活支援業務担当として、水谷響（みずたにひびき）さんと、久田直（ひさだなお）さんを、若者を中心としたビジネス創出事業で松尾尚記（まつおなおき）さんを、それぞれ委嘱しました。

また、令和7年5月末で渡辺真央（わたなべまお）さんが、任期満了により3年間の活動期間を経て退任となりました。

9. 中山河川公園桜まつりについて。4月5日より「中山河川公園桜まつり」を開催しました。ライトアップや鯉のぼり、仮設橋を設置しての大々的な開催となりました。例年より開花時期が若干遅れましたが、期間中は多くの観桜客が訪れました。

10. 鳥海ブルーライン開通式及び鳥海山春山開きについて。4月25日、「鳥海ブルーライン開通式」と「春山開き」を開催しました。今年度も、にかほ市との合同開催とし、大平山荘にて合同開通式を行い、今シーズンの山の安全と観光振興を祈願しました。

11. あぼん西浜来客者600万人達成について。5月10日、あぼん西浜において600万人達成記念セレモニーが開催されました。昭和63年4月の開業以来38年目を迎え、地域住民をはじめ多くの方々に長年ご利用いただきました。当日は600万人目となった方へ認定書と入浴券が手渡されました。

12. 遊佐パーキングエリアタウン整備事業について。整備に係る国庫補助金等に関し、4月1日、内閣府所管の新しい地方経済・生活環境創生交付金（第2世代交付金）について、交付決定の通知がありました。

た。また、5月9日に令和7年度農山漁村振興交付金（農林水産省）の交付決定を受けました。

13. 令和6年7月25日の大雨災害関係について。農地、農業用水路等の災害復旧については、水田は、ほぼ今年度の作付けに何とか間に合ったという状況です。

国の災害復旧事業については、詳細設計がもうすぐ完了となり、農地、農道、林道等について、今後、順次工事発注を進めていく予定です。

町道については、災害査定を受けた災害復旧事業20件のうち13件が完了しました。残る工事についても、安全な交通確保のため早期完成を目指し進めていきます。

14. 「地域計画」の策定について。10年後の目指すべき地域農業の将来のあり方や農地利用について定める「地域計画」を3月末に策定しました。

今後は、策定した地域計画に基づき農業の振興に取り組むとともに、年2回程度の各地域との話し合いを実施して地域計画のブラッシュアップを行い、課題の解決に向けて農業者、関係機関一体となった取り組みを行います。

15. 松くい虫防除事業について。令和6年度分の被害木に対しては、6月のマツノマダラカミキリ羽化脱出前に、予定数量4,106本の伐倒・破砕処理を行いました。今年度の薬剤散布事業につきましては、ラジヘリ散布の1回目を6月10日から実施し、2回目を7月8日から実施する予定です。引き続き、県と連携し、被害調査及び伐倒駆除等の事業を進めていきます。

16. 共存の森運営事業について。今年度もしらい自然館と事業連携し、年間を通じて森に親しむ事業を実施していきます。今年度1回目の事業として、5月11日に、町内外から9名の参加をいただき、共存の森地内と周辺の里山を散策しながら、共存の森について学びました。

17. ふるさとづくり寄付金について。令和6年度中のふるさとづくり寄付金は、災害支援寄付として634件の1,048万456円、通常寄付として2万7,660件の9億4,516万3,000円で、総額9億5,565万456円となりました。

今後も、より魅力的な返礼品づくりに努め、インターネットサイトを活用した効果的な情報発信に努めます。

18. 遊佐町キャッシュレス決済導入促進支援事業について。第7弾となる遊佐町キャッシュレス決済導入促進支援事業として、3月1日から3月31日まで実施した「お買い物は遊佐町で！Pay Payの利用で最大20%戻ってくるキャンペーン」は、3億3,605万4,856円のキャッシュレス決済の利用があり、キャンペーン特典の付与額は、6,329万1,472円となりました。

物価高騰の影響を受けた住民や事業者への経済支援、災害復興に大きな効果がありました。

19. 地域活性化起業人について。令和7年4月より、国の地域活性化起業人制度により、サントリーホールディングス株式会社から1名の派遣を受け、遊佐ブランド推進専門員として増本真理（ますもとまり）さんを委嘱しました。今年度から2年間、ふるさと納税返礼品の開発支援や販路拡大、湧水ブランドの推進、地域活性化に資する取り組みに従事していただきます。

20. 遊佐町沖洋上風力発電事業について。昨年12月に、遊佐町沖洋上風力発電事業者として「山形遊佐洋上風力合同会社」が選定されたことを受け、3月22日には遊佐町生涯学習センターにおいて、事業者による事業説明会が開催されました。事業者からは、事業概要の説明と、現在事業予定海域で行われている

海底地盤調査についての説明がありました。来月には、町内6地区まちづくりセンターにおいても説明会を開催する予定です。さらなる町民への周知を行っていきます。

また、遊佐町沖洋上風力産業振興プラットフォームでは、今後、視察などが増えることが予想されることから、その受け入れ体制の整備に向けた研究・検討を行っていく「視察・観光誘致推進部会」が設置され、初会合が4月に行われた他、今後はさらに「工事・建設部会」「O&M・人材育成部会」が順次立ち上がる予定です。プラットフォーム参加企業による事業への理解と、参入に向けた勉強や準備が進んでいくものと期待しています。

21. 脱炭素先行地域への応募について。2月に募集が行われた環境省の第6回脱炭素先行地域事業に応募しましたが、残念ながら不採択という結果でした。ゼロカーボンの取り組みを進めていくために、再生可能エネルギー設備の導入は必要であります。導入経費もかかることから、財源の確保も含め工夫した取り組みが必要であり、第7回目の脱炭素先行地域事業への応募の準備を進めている他、各種補助金・交付金の活用も含め、検討を進めていきます。

22. アンモニアを利用した水素製造システムの社会実装試験実施に係る協定締結について。東海国立大学機構岐阜大学が中心となり内閣府の助成を受け研究を進めている、アンモニアを利用した水素製造システムの社会実装試験の実施に向け、5月9日、東海国立大学機構岐阜大学と、大学発のスタートアップ企業であるエクサジュールテクノロジーズ株式会社と遊佐町の三者で協定を締結しました。

現在、実証機器の試験調整や、小型水素エンジンの開発などが行われており、来年中に遊佐町に設備を持ち込み、社会実装試験の準備に入る予定です。町内では遊楽里周辺やPATなどでの運用を検討しています。

水素社会を目指す先駆的な取り組みであり、エネルギーや産業、防災など幅広い分野への活用を期待しています。

23. 橋梁長寿命化修繕計画事業について。2カ年にわたり実施してきました、白木地内栄橋橋梁撤去工事、日向川右岸木橋部工区が5月27日に完了しました。

引き続き、左岸側コンクリート橋の撤去工事を進めていきます。

24. 住宅支援事業について。住宅支援事業の5月23日現在の受付状況は、持家住宅リフォーム支援金78件、定住住宅新築支援金6件、定住住宅取得支援金3件となっています。このうち、下水道等接続を伴うリフォーム件数は13件となっています。

25. 下水道事業について。5月末現在の下水道の接続状況は、公共下水道区域では供用開始戸数3,970戸のうち3,117戸で、接続率78.5%となっています。農業集落排水区域では、供用開始戸数497戸のうち442戸で、接続率88.9%となっています。

今年度も継続してストックマネジメント計画に基づくマンホールポンプ更新工事を実施するとともに、遊佐浄化センター（水処理棟）の耐震診断業務を行います。

26. 上水道事業について。排泥作業については、定例排泥作業を4月から11月までの第2水曜日に実施します。また、強制排泥作業は今年度3回の実施を計画し、5月28日に第1回目、平津第2配水池系を実施しました。

今年度は、耐震化・更新計画に基づき、大楯浄水場改築基本設計の作成を予定しています。

また、一般国道7号遊佐象潟道路工事に伴う吹浦物見峠地内の送配水管移設・撤去工事を実施します。

27. 物価高騰対策給付金の給付について。エネルギー・食料品等の物価高騰の影響が大きい住民税非課税世帯に対し、生活の支援を行うため1世帯あたり3万円の給付金を、対象世帯のうち18歳以下の子どもを扶養する世帯には子ども1人につき2万円を加算して給付を行っています。

5月末で支給事務を完了し、通知1,373世帯中1,278世帯への給付を行い、支給率は93.1%となっています。支給した世帯のうち29世帯では累計56人分の子ども加算を行いました。

28. マイナンバーカードの普及促進について。4月30日現在の本町のマイナンバーカードの交付件数は11,014件で、申請率で95.12%、交付率は88.34%となりました。また、令和5年4月より開始したマイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービスの令和6年度の利用実績は、住民票が516件、印鑑登録証明書が452件、計968件でした。引き続きコンビニ交付サービス利用の周知を行っています。

以上です。

議長（高橋冠治君） 次に、教育行政報告について、土門教育長よりご報告願います。

土門教育長。

教育長（土門 敦君）

教育行政報告

令和7年6月10日

1. 教育委員会会議の開催状況について。3月8日、3月21日に遊佐町教育委員会会議を開催し、遊佐町立学校教職員の人事異動の決定承認、遊佐町教育委員会所属職員の人事異動発令の承認、遊佐町教育行政の重点施策の承認、要保護・準要保護児童生徒の認定、遊佐町スクールバス運行管理規則の一部改正についての議案が可決されました。

2. 学校運営について。3月14日に遊佐中学校の卒業式が行われ、90名が義務教育の課程を修了し、学び舎を巣立ちました。また、3月18日には遊佐小学校で卒業式が行われ、80名が卒業しました。

4月7日には中学校、4月9日には小学校の入学式が執り行われ、69名の児童と79名の生徒が新たな環境でスタートしました。

5月23日には遊佐中学校、5月28日には遊佐小学校の年度始め経営訪問を実施し、各校の学校経営や幼保小中高一貫した教育の進め方などについて指導助言を行いました。

3. 遊佐町小・中学校教職員全体研修会の開催について。5月22日に都留文科大学教養学部教授の古屋和久先生をお招きしての遊佐町小・中学校教職員全体研修会を開催しました。「価値ある学び合いや学び合う教室文化」について実例から具体的に学び、「学び合いから広がる小中一貫教育の可能性」をどう捉え、活用していけばよいかを共に考える研修の場となりました。

4. コミュニティ・スクールの実施について。第1回学校運営協議会が、5月19日に遊佐小学校、6月4日に遊佐中学校において開催されました。今年度も、各校3回の協議会開催を計画しています。

また、地域学校協働活動推進員連絡会が5月1日に遊佐小学校、5月13日に遊佐中学校で開催されました。遊佐中学校の生徒の中から選出された「各地区連絡員」との顔合わせ、地域学校協働活動推進員の役割と主な業務内容についての研修や情報交換を行いました。

5. 小中一貫教育推進委員会全体会について。5月22日に小中一貫教育推進委員会全体会を開催しまし

た。遊佐小学校と遊佐中学校の教職員が一堂に会し、「学びの充実部」と「特別活動の充実部」に分かれ、小中学校で一貫して取り組む軸について話し合いました。

6. 遊佐高校就学支援事業について。令和7年度の入学者については、関係者の努力が実を結び、昨年より14名増えて32名の生徒を迎えることが出来ました。入学者全員に対して1人あたり7万円の就学支援金を給付いたしました。

7. 史跡小山崎遺跡整備基本設計について。令和5年度に策定した「史跡小山崎遺跡整備基本計画」に基づき、史跡整備に関する基本設計を令和7年3月に策定しました。

今年度は、基本設計に基づき実施設計を策定するとともに、史跡内の民有地等を取得させていただくことを計画しています。

主な整備内容としては、斜面居住地エリアでは堅穴建物の遺構表示、水辺エリアでは道路遺構のウッドデッキ整備や敷石作業場の立体表示、縄文の里山エリアでは、縄文時代の植生を再現するための森づくり等を計画しています。

このほか、周辺に便益施設・管理施設を整備し、快適に見学できるような環境を整えていく予定です。

8. 杉沢文化交流施設の大雨災害からの復旧状況について。令和6年7月25日の大雨により、床上浸水等の被害が生じた杉沢文化交流施設について、語りべの館は昨年度末までに屋内の復旧工事が完了し、今年度から施設使用を一部再開いたしました。

杉沢比山伝承館は建物内部の損傷が著しく、国庫補助事業を活用した大規模な復旧工事が必要なことから、今後、国の災害査定を経て、今年度中の復旧工事完了を目指しています。

9. 青少年育成活動について。5月7日に青少年育成推進員会議を開催しました。夏期巡回街頭指導、遊佐中・遊佐高での挨拶運動をはじめ、今年度の青少年事業や地域の動向に応じた活動方針について承認をいただきました。

6月6日には青少年育成協議会を開催し、今年度の青少年育成事業計画といじめ防止基本方針に係る取組みについて確認しました。会議の前段で、西遊佐地区まちづくりの会と蕨岡まちづくり協会の青少年育成活動の取組みを発表いただき、児童生徒に関わる地域の活動について研修しました。

10. 少年町長・少年議員公選事業について。各課からのプロジェクト委員を中心に、4月より第23期少年町長・少年議員公選事業の準備を進めてきました。今年度は少年町長に3名、少年議員に20名、合計23名から立候補の届け出があり、少年町長、少年議員とも選挙をすることとなりました。6月5日から各学校で投票が始まり、6月18日に開票、第1回少年議会を6月23日に開催する予定です。

11. 青少年の社会参加について。中高生ボランティアサークル「くじら」は、5月26日現在、遊佐中41名、遊佐高14名、計55名の生徒の申し込みが届いています。近年、「くじら」の活動が広く認知されて、生徒達の活動を応援しようと自治会役員や遊佐町青少年育成センター青少年指導員の方々より一緒にボランティア活動を行っていただいています。今後も青少年の社会参加を進めていきたいと考えています。

12. 文化講演会の開催について。5月17日に生涯学習センターにおいて、栗山英樹氏を招いた文化講演会を開催しました。「夢はかなうもの～WBC世界一の監督からのメッセージ～」を演題とし、スポーツ少年団の小学生から年配の方々まで、たくさんの観客を魅了した講演会となりました。講演会後半の質疑応答の時間では、ホールの観客の他にパブリックビューイング会場の観客の質問にも真剣に回答していた

だき、最後は会場の小中高生と一緒に記念撮影を行うなど、大盛況のうちに終演となりました。

以上でございます。

議長（高橋冠治君）　　ここで副町長より一般行政報告について一部訂正の申出がありましたので、これを許可いたします。

高橋副町長。

副町長（高橋 務君）　　大変申し訳ございません。一般行政報告の4ページ、18番の「遊佐町キャッシュレス決済導入促進支援事業について」というふうに記載がございますが、正しくは名称が「遊佐町キャッシュレス決済緊急経済支援事業について」というふうに訂正をお願いいたします。あわせて、本文のほうも訂正をお願いいたします。

以上です。

議長（高橋冠治君）　　以上で諸般の報告を終了いたします。

次に、日程第4、特別委員会報告に入ります。

報第1号 新・道の駅整備に係る調査特別委員会調査結果中間報告についてを議題といたします。

新・道の駅整備に係る調査特別委員会、佐藤俊太郎委員長、登壇願います。

新・道の駅整備に係る調査特別委員会委員長（佐藤俊太郎君）

報第1号

令和7年6月10日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

新・道の駅整備に係る調査特別委員会  
委員長 佐藤俊太郎

新・道の駅整備に係る調査特別委員会調査結果中間報告

本特別委員会に付託された調査事項について、その結果を別紙のとおり、遊佐町議会会議規則第47条第2項の規定により報告します。

（別紙）

新・道の駅整備に係る調査特別委員会 中間報告書

新・道の駅整備に係る調査について、令和5年9月の第568回定例会において調査特別委員会が設置され、以後に小委員会12回、特別委員会10回を開催し、調査・研究・検討を進めてきました。

本特別委員会に付託された事項について、中間報告を次の通りまとめましたので、遊佐町議会会議規則第47条第2項の規定により報告します。

## 記

### 1 調査等事項

- （1）設計事業者、新道の駅管理運営候補者の決定に伴い、今後進められていく事業計画について事業者による説明を受け、課題・検討事項を抽出した。
- （2）建築基本設計の開始にあたり議会として考える課題を整理し、「新・道の駅建築基本設計にかかる提言書」を取りまとめ、提出した。

- (3) 情報収集及び課題抽出のため「道の駅もがみ あつつえ」、「道の駅やまがた蔵王」、「道の駅おおえ コラマガセ」を視察。道の駅整備に係る経過の詳細確認、総事業費、財源確保などの情報収集を行なった。

## 2 調査結果及び意見等

- (1) 新道の駅整備計画は、令和9年3月（予定）までと長期に及ぶこと、また昨今の物価高騰等により計画変更や進捗遅れの可能性があることを踏まえて、今後も注視し情報収集を拡大していく必要がある。
- (2) 建築財源が少しずつ公表されてきているが、総事業費に対しての町の財政負担が大きく、建築費用のみならず運営にあたっての指定管理料等も含め、継続的な町の財政への負担の影響を精査していく必要がある。
- (3) 「新・道の駅建築基本設計にかかる提言書」による建築基本設計への反映について一定程度の反映は認められるものの、運営体制を中心にした計画であり、運営後の町への還元（地域貢献・財政）については今後も注視していくことが必要である。

## 3 活動内容

- (1) 設計事業者、管理運営候補者による議会への説明会  
令和6年1月18日 遊佐PATプロポーザル審査会における提案内容について
- (2) 「道の駅もがみ あつつえ」、「道の駅やまがた蔵王」研修視察  
令和6年2月28日  
(ア) 道の駅整備に係る経過の詳細  
(イ) 道の駅としての「ねらい」調査
- (3) 「新・道の駅建築基本設計にかかる提言書」提出  
令和6年6月定例会  
(ア) 渋滞を回避し安全を確保するための車両動線の整備  
(イ) 多目的広場の活用  
(ウ) 防災拠点「道の駅」の整備  
(エ) 整備にあたっての財源計画の公開
- (4) 「道の駅おおえ コラマガセ」研修視察  
令和6年11月7日  
(ア) 道の駅整備に係る経過の詳細  
(イ) 道の駅オープン直後の状況視察

## 4 委員会開催日

- (1) 特別委員会
- |        |           |         |
|--------|-----------|---------|
| 第1回委員会 | 令和5年9月5日  | (10名出席) |
| 第2回委員会 | 令和5年9月14日 | (10名出席) |
| 第3回委員会 | 令和6年1月18日 | (10名出席) |
| 第4回委員会 | 令和6年2月6日  | (10名出席) |

|         |           |        |
|---------|-----------|--------|
| 第5回委員会  | 令和6年4月16日 | (9名出席) |
| 第6回委員会  | 令和6年4月22日 | (7名出席) |
| 第7回委員会  | 令和6年5月14日 | (全員出席) |
| 第8回委員会  | 令和6年9月18日 | (全員出席) |
| 第9回委員会  | 令和7年1月23日 | (全員出席) |
| 第10回委員会 | 令和7年5月29日 | (全員出席) |

(2) 同小委員会

|          |           |        |
|----------|-----------|--------|
| 第1回小委員会  | 令和6年1月18日 | (全員出席) |
| 第2回小委員会  | 令和6年1月24日 | (3名出席) |
| 第3回小委員会  | 令和6年2月26日 | (全員出席) |
| 第4回小委員会  | 令和6年3月7日  | (3名出席) |
| 第5回小委員会  | 令和6年4月22日 | (全員出席) |
| 第6回小委員会  | 令和6年5月9日  | (全員出席) |
| 第7回小委員会  | 令和6年9月3日  | (全員出席) |
| 第8回小委員会  | 令和7年1月21日 | (全員出席) |
| 第9回小委員会  | 令和7年2月10日 | (全員出席) |
| 第10回小委員会 | 令和7年4月2日  | (全員出席) |
| 第11回小委員会 | 令和7年5月8日  | (全員出席) |
| 第12回小委員会 | 令和7年5月29日 | (全員出席) |

以上であります。

議長(高橋冠治君) 日程第5、報第2号 遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会調査結果中間報告についてを議題といたします。

遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会、斎藤弥志夫委員長、登壇願います。

遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会委員長(斎藤弥志夫君)

報第2号

令和7年6月10日

遊佐町議会

議長 高橋冠治 殿

遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会

委員長 斎藤 弥志夫

遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会の調査結果中間報告

本特別委員会に付託された調査事項について、その結果を別紙のとおり、遊佐町議会会議規則第47条第2項の規定により報告します。

(別紙)

遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会 調査結果中間報告

本特別委員会は令和3年12月定例会の決議により設置され、令和5年9月定例会の決議により引き続き

設置されることになりました。以後に小委員会10回、特別委員会8回開催しました。

本特別委員会に付託された事項について、中間報告を次のとおりまとめましたので、遊佐町議会会議規則第47条第2項の規定により報告します。

## 記

### 1 特別委員会の調査等

#### (1) 勉強会の開催

「電気エネルギーのはなし」として元東北電力グループ勤務の斎藤守敏氏より講演頂いた。電気の基本的な仕組みや電気事業の概要、町民と議会の懇談会で出た質疑に対する補足説明など多岐にわたる内容であった。

#### (2) 県からの説明会の開催

「遊佐町沖洋上風力発電事業の今後について」のテーマで、山形県環境エネルギー部エネルギー政策推進課長の楨裕一氏より説明を頂き、その次に町の産業課エネルギー政策推進室次長の佐藤修氏より基金の造成について話を聞いた。その後、質問、要望が出された。

#### (3) 町民への情報提供

1月23日に特別委員会で行われた講演会の内容を町民へ情報提供を行った。

#### (4) その他

委員の個別対応として、各種研修会等の参加など。

### 1 特別委員会の開催経過

#### (1) 特別委員会

|          |           |         |
|----------|-----------|---------|
| 第1回特別委員会 | 令和5年9月5日  | (10名出席) |
| 第2回特別委員会 | 令和5年9月14日 | (10名出席) |
| 第3回特別委員会 | 令和6年2月2日  | (10名出席) |
| 第4回特別委員会 | 令和7年1月23日 | (全員出席)  |
| 第5回特別委員会 | 令和7年4月21日 | (10名出席) |
| 第6回特別委員会 | 令和7年5月8日  | (全員出席)  |
| 第7回特別委員会 | 令和7年5月23日 | (全員出席)  |
| 第8回特別委員会 | 令和7年5月29日 | (全員出席)  |

#### (2) 同小委員会

|         |            |        |
|---------|------------|--------|
| 第1回小委員会 | 令和5年12月18日 | (全員出席) |
| 第2回小委員会 | 令和6年2月2日   | (全員出席) |
| 第3回小委員会 | 令和6年9月10日  | (全員出席) |
| 第4回小委員会 | 令和6年12月27日 | (全員出席) |
| 第5回小委員会 | 令和7年4月4日   | (全員出席) |
| 第6回小委員会 | 令和7年4月11日  | (全員出席) |
| 第7回小委員会 | 令和7年4月21日  | (全員出席) |
| 第8回小委員会 | 令和7年4月28日  | (全員出席) |

第9回小委員会                      令和7年5月2日      (全員出席)

第10回小委員会                    令和7年5月8日      (全員出席)

以上であります。

議長（高橋冠治君）      日程第6、報第3号 遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会調査結果中間報告についてを議題といたします。

遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会、那須正幸委員長、登壇願います。

遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会委員長（那須正幸君）

報第3号

令和7年6月10日

遊佐町議会

議長    高   橋   冠   治   殿

遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会

委員長    那   須   正   幸

遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会調査結果中間報告

本特別委員会に付託された調査事項について、その結果を別紙のとおり、遊佐町議会会議規則第47条第2項の規定により報告します。

(別紙)

遊佐町議会活動等に関する調査特別委員会 調査結果中間報告

遊佐町議会活動等に関する調査について、令和6年6月の第572回遊佐町議会定例会において調査特別委員会が設置され、以後に小委員会7回、特別委員会8回を開催し、調査・研究・検討を進めてまいりました。

本特別委員会に付託された事項について、中間報告を次の通りまとめましたので、遊佐町議会会議規則第47条第2項の規定により報告します。

## 記

### 1 調査等事項

- (1) 令和5年度、遊佐町議会内において病気療養による長期欠席者が発生した。議会に関連する手続きには、長期欠席のための届け出様式を始め、欠席中の議員報酬の取扱いについても特段の定めがなく、全議員にて協議を行なったところ、「一定の基準を定め議員報酬の削減規程を定めるべき」との結論に至った。
- (2) 長期欠席対応の先進地視察として令和6年1月に議会運営委員会が行なった行政視察報告資料や、県内市町村議会での対応状況、全国の市町村議会での事例について情報収集をし、長期欠席の定義、議員報酬削減割合、手続きについて議論を行ない一定の合意を得た。
- (3) 長期欠席による議員報酬の特例を定めるにあたり、改正手法（条例改正・条例制定）についての情報収集を行ない、遊佐町議会においては、新たに条例を策定することによって可能であるとの結論から具体的な条例案の作成に着手した。

### 2 調査結果及び意見等

- (1) 長期欠席対応については「辞職も含め議員本人の対応に委ねる」との観点から条例化されていない地方自治体がある一方、昨今の社会情勢により問題提起される事例もあることから、この数年で新たに制定した地方自治体も多く見受けられた。
- (2) 長期欠席の定義は各地方自治体で異なっており、定例会欠席のみを対象とする例や委員会を含む全会議を対象とする例、議員報酬削減割合においても同様に、各地方自治体で検討を重ねそれぞれの条例となっている。
- (3) 本特別委員会での検討・議論を重ねた結果、遊佐町議会においての長期欠席の定義は、委員会を含む全会議の欠席を対象とし90日を超える欠席から減額割合を乗ずることとした。なお、期末手当の計算の基礎となる月額を対象外とし、新たに「長期欠席届出書」「復帰届出書」を定める。
- (4) 令和7年6月第579回遊佐町議会定例会において「遊佐町議会の議員の議員報酬の特例に関する条例」を議員提案発議において上程する。

### 3 今後の本特別委員会の検討課題

- (1) 遊佐町議会政治倫理規程の制定
  - ・議員の規律の基本となる事項を定め、誠実かつ公正にその職務を行い、人格と倫理の向上を図る。
- (2) 遊佐町議会のライブ配信
  - ・開かれた議会運営を目指し、町民からの要望もある議会のライブ配信を目指す。各まちづくりセンターでの議会中継を検討する。
- (3) 遊佐町議会議員成り手不足への対策
  - ・昨今の全国的な問題である議員の成り手不足による欠員、無投票選挙を避けるため、議会としての対策を検討する。

### 4 委員会開催日

#### (1) 特別委員会

|        |            |         |
|--------|------------|---------|
| 第1回委員会 | 令和6年6月14日  | (全員出席)  |
| 第2回委員会 | 令和6年7月10日  | (全員出席)  |
| 第3回委員会 | 令和6年9月3日   | (10名出席) |
| 第4回委員会 | 令和6年10月30日 | (全員出席)  |
| 第5回委員会 | 令和7年1月23日  | (全員出席)  |
| 第6回委員会 | 令和7年4月2日   | (全員出席)  |
| 第7回委員会 | 令和7年5月8日   | (全員出席)  |
| 第8回委員会 | 令和7年5月29日  | (全員出席)  |

#### (2) 同小委員会

|         |            |        |
|---------|------------|--------|
| 第1回小委員会 | 令和6年6月27日  | (全員出席) |
| 第2回小委員会 | 令和6年8月27日  | (全員出席) |
| 第3回小委員会 | 令和6年10月21日 | (全員出席) |
| 第4回小委員会 | 令和6年12月26日 | (全員出席) |

第5回小委員会 令和7年3月28日 (全員出席)

第6回小委員会 令和7年4月15日 (全員出席)

第7回小委員会 令和7年5月23日 (全員出席)

以上であります。

議長(高橋冠治君) 次に、日程第7、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

9番、菅原和幸議員。

9番(菅原和幸君) 第578回3月定例会ですが、その際の私の一般質問は、社会情勢の変化に伴う医療福祉分野での対応についてでありました。本定例会で通告した内容は、2060年の遊佐町の人口が現在の半減まで進む予測での施策の展開はであります。最近山形県の人口が5月に大正9年以来105年ぶりに100万人を割り込んだとのことで報道がありました。今回の質問は、前定例会での質問の第2幕的な意味合いで質問を行わせていただきます。

平成26年に制定されましたまち・ひと・しごと創生法に基づき、本町は平成27年10月に人口ビジョンを策定、2060年に総人口8,000人を維持するを基本として政策を進めてきました。昨年、町は遊佐町総合発展計画、第9次遊佐町振興計画であります、の策定を進めるに当たり同ビジョンの見直しを行い、2060年の総人口を6,600人を維持するというとし、先週まで6地区で行われました町政座談会において町民に示されております。今年10月には、5年ごとに行われる国勢調査が予定されており、本町の人口動態が把握できるものとは認識します。ただ、全国レベルでは、平成21年から令和2年頃までにほぼ横ばいでありました18歳の人口が令和3年頃から減少に突入し、今後10年間には急激に減ると、そういうことの評価もされております。このような現状を踏まえ、前578回議会では、持続可能な医療提供体制の構築が検討すべき喫緊の課題であるとする一般質問を行いました。その際町長は、今後県と連携をしながら、地域医療の勉強会などを行い、町民の皆さんと共に安心して暮らせるための医療提供体制を考えると答弁されております。先ほど言った人口ビジョンの巻頭、頭の部分に、人口減少における諸課題について、迅速かつ的確に対応し、力強く地方創生に取り組んでいくと記載されております。前回も述べました医師確保は、医療法によれば県の対応であること、それから町は町内の医療機関に一定の補助を行っているということは理解しております。さらに、町内の医療体制の現状や社会的事業を基礎的に検討を進め、先ほど言った人口ビジョンの頭の部分にあるとおり、必要とする施策を迅速に行うべきではないかと私は考えますが、その所見を伺いまして壇上からの質問といたします。

議長(高橋冠治君) 松永町長。

町長(松永裕美君) おはようございます。それでは、1番バッター、菅原議員の質問に答えさせていただきます。

令和7年6月定例会最初の一般質問でございます。とても重要な、当町における課題だと認識しております。持続可能な医療提供体制の構築につきましては、医療法などの一部改正案が令和7年2月に閣議決定、4月には審議入りとなっており、改正事項の一つに地域医療構想の見直しなどが盛り込まれておりま

す。2040年、令和22年を見据えてつくられております新たな地域医療構想に向けて、令和7年度に国がガイドラインを作成し、都道府県が令和8年度に策定、令和9年度から取組を順次開始する予定とされております。現行の地域医療構想では、病床の機能分化、連携など医療中心の取組が行われております。厚生労働省は、昨年度末、新たな地域医療構想に関する検討会の取りまとめを公表しており、基本的な方向性につきましては、高齢者救急への対応や在宅医療の需要増加への対応、医療の質の向上や医療従事者の確保、地域で必要とされます医療提供体制の維持を中心として、持続可能な医療体制の構築を目指すとして示されております。また、国、都道府県、市町村の役割を明確化し、国の責務として地域医療の目指す方向性や必要なデータを提供し、都道府県は取組を支援をし、また都道府県は取組状況の見える化を図り、地域医療構想調整会議で話し合い、まとめ合いました、その事項の実施に努める。市町村は、調整会議に参加し、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、在宅医療や介護との連携などを推進するとされております。これらの役割分担によりまして、地域に応じた医療体制の構築を目指すとして示されておまして、今後とも県と連携して、遊佐町も対策を進めてまいります。

本町の少子高齢化や人口減少といった社会構造の変化に伴う地域医療の現状を念頭に置いた対応につきましては、昨年度に引き続き役場の庁舎内でも課題を常に話し合っており、遊佐町在宅医療推進連絡会などで研修会も開催する予定となっております。現在遊佐町のみならず、議員皆様もご承知のとおり、全国的に高齢者の増加による医療需要の拡大と人口減少に伴う医療介護従事者の人材不足が大きな地域課題となっております。限りある人材などをより効果的、効率的に活用させていただく必要がございます。そのためにはできるだけ長く健康でご自宅で過ごすことや、いろんな不安を取り除き、家族間のあつれきや悩みもお聞きしながら、要支援、要介護状態になっても、支援を受けながら自分らしい生活を一日一日送ることが出来ますよう、今後遊佐町におきましても、さらに介護予防事業を強化していくことが最大重要と認識しております。また、かかりつけ医療の高齢者の救急医療、これはACPと申しまして、アドバンス・ケア・プランニング、将来もし病気になったり、もし介護が必要になった際にどのような医療やケアを希望するかを前もって事前に話し合い、自分のことを、未来を、将来をすぐ来るものだと確認しながら、よりよい医療やケアを選択できるように支援すること、これらを入り口として、町民の皆様と共に地域医療についての理解を深め、医療についての意識変革を推進していくことも必要であると考えております。そのためには、まず私たち行政が新たな地域医療について正しく理解することが最重要と考えまして、役場庁舎内での勉強会はもとより、先進的な医療デジタルトランスフォーメーション視察などを通し、情報収集をさせていただいているところでございます。今後さらに勉強会などを継続し、課題を一つ一つ丁寧に整理しながら、それぞれの役割について検討を重ねてまいります。地域医療について町民の皆様が自分事として、自分のことだ、これは我が事だと思えることができるように、これからも周知と啓発活動を強化するとともに、県の庄内保健所、医療機関、介護施設の皆様、また各関係機関と連携を図りながら、それぞれのニーズに合わせた遊佐町としての体制づくりについて考えてまいりたいと思っております。

壇上からの答弁は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） それでは、自席のほうから質問を行います。

先ほど壇上でも述べましたが、平成27年10月に策定しました人口ビジョンでは、2060年に総人口8,000人

を維持をすると、そういう基本で施策を進めていく、するということは申し上げました。ただ、本年度の予定します遊佐町総合発展計画の策定を先ほど言ったとおり進めるに当たりまして、ビジョンを見直しを行ったと。その状況からいきますと、総人口6,700人を維持するということになってまいります、このことについては、今年の2月28日の全員協議会で話をいただいたところでございます。この6,700人ですが、詳しい数字を言えば、町政座談会資料では6,660人と、そのようになっているような状況でございます。

それで、第2期のまち・ひと・しごと創生遊佐町総合戦略は、令和3年の年に策定をされたものでありまして、これについては総合発展計画の計画期間を1年延長して、遊佐町総合発展計画と総合発展計画も一体化を目指すということで調整が今進められているような状況であります。今年の3月21日の地方創生本部会議のほうで一部の改定はされているようでありました。そんな中で質問を進めてまいります、先日の町政座談会、この資料が出席者にお配りされたところであります。それで、令和7年3月のビジョン、実は私が議員になりましたのは平成27年の年でありまして、ちょうどその年も同じようなビジョンの説明があったところであります。このビジョンの一番最初にあります表といいますか、グラフ、人口等の現状というグラフを見ますと、27年の資料と比較しますと、まさしく生産年齢人口と高齢人口が交差する点、年度が2030年だということを10年前予測しておりましたが、先日の資料を見ますと、もう既に令和2025年で交差をするということでもありますので、やはりその進み具合といいますか、社会的な構造は想定以上に進んでいるのかなと、そう見ておったところであります。そういうことからいくと、10年前の資料と今回のやつ比較していろいろ見てみますと、生産年齢人口、15歳から64歳までであります、これを見ますと、2020から2050年にかけての減る割合っていいですか、これが64%ぐらいまでになっているようでございますので、やはりそういう人口動態が非常に進んでいるという状況があるようでございます。

それで、ちょっと資料的に自分は皆さんにお示しすることはできませんが、自分なりに27年のときと評価をしますと、平成22年10月から令和2年までの10年間で遊佐町の人口は2,448人減少しているようでございます。2分の1ですれば、5年では1,220人ほどになりますか、あえて令和7年の5月31日現在の人口1万1,977人と、先ほど言った令和2年10月の人口が1万3,032人でございますので、この5年間で約1,055人が減っていると、そういうことにもなります。これからいくと、国勢調査、今年の秋に予定されているのですが、やっぱり人口減少の速度は改善されずに現在に至っていると、そのように思っているところであります。

時間も押していますので、若干進めさせていただきますと、企画課長のほうに質問させていただきます。人口ビジョンの改定及び総合発展計画の策定に当たりまして、遊佐町のほうでは昨年8月の26日から今年の3月28日にかけて町民アンケート調査、人口ビジョンの策定及び遊佐町総合発展計画策定支援業務がある会社のほうに契約をして行っておるような状況であります。これについては、遊佐町の広報のほうにも公開になっているわけでございますが、その概要を見ますと、一般町民と中高生対象に2,052人を対象に行った状況で、一般町民は1,500人対象になっていると。全体的な回収率からいきますと45.1%のようではありますが、ここでちょっと企画課長のほうに質問させていただきます。この質問の項目については、先ほど言いました契約された業者のほうに一任されたのか、それとも役場で担当します、企画課も含めて作成されたのかということが1点目と、契約名のほうに、令和6年度内に行った中で、遊佐町総合発展計画（第9次総合振興計画策定支援業務）という字句もあります。これについてはどういうことなのか、2点ほど

最初にお尋ねしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

2点ご質問頂戴いたしました。初めの町民アンケートの設問項目についてのお尋ねでございます。こちらにつきましては、一般町民アンケートと中高生アンケート実施をさせていただきましたけれども、一般町民アンケートにつきましては、前回行いましたアンケートの項目を基にしまして、時代に合わせたの削除ですとか、新規追加した、そういった原案を企画課のほうで作成をさせていただきました。その後に委託先と協議の上、作成をしているということでございます。中高生を対象とするアンケート調査につきましては、今回初めて実施をいたしましたけれども、同じく原案につきましては企画課で作成をしたものでございます。

2つ目のご質問でございます。策定支援業務の内容についてのお尋ねでございました。この内容としては3点ございます。1点目が町長インタビューの実施でございます。計画策定の基礎とするために町長が考える町の課題ですとか、次期計画で重点的に取り組みたい事業、将来像に関するキーワード、こういったものをインタビューの中から、こちら確認をさせていただいて、そちらを記録として整理する業務を委託しております。

2点目としましては、基礎調査の実施、こちらを委託しております。総合発展計画の序論部分に当たる町の人口、経済、産業の状況について、各種統計資料等を用いた整理ですとか、町づくりの方針に反映すべきと考えられます国や県の関連計画の内容や社会背景を整理する業務を委託しております。

3つ目となりますけれども、3点目としては、町民ワークショップの運営支援ということを委託いたしました。町の将来像と一緒に考えるということを目的としまして、2月に2回開催いたしましたけれども、こちらの町民ワークショップにおいての運営の補助ですとか、実施の結果、報告書の取りまとめを委託をしたということでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 今3点ほど説明あったわけですが、基本的なワークショップは前回の10年前は行われていなかったと思いますし、ワークショップについては、たしかいろいろホームページでありますし、議員からも2名の方が参加されたということは認識をしております。

それで、進めてまいります。実は578回のときにこういうデータがあれば、今日はやめたと思ったのですが、基本的にそれ以降にこのアンケート結果が私の知るに至った状況もあったものですから、そういう中で直観、自分の思いつくところをまとめてみましたので、述べたいと思います。いろいろな項目あるわけですが、このアンケートのまとめたものを自分なりに評価しますと、遊佐町に住みたいと回答された方は、回答率は総合で45.1%でしたが、約9割の方は住みたいと、そう回答されているようでした。まして自分の住んでいる地区が住みやすいかと問われた質問に対しては、約6割の方であったようです。ここで若干私の質問につなげるような部分を分析しますと、住みやすいと感じる理由ということが何点か設問ありました。その中で、保健医療環境がよいからという設問がありました。これを期待して見ましたところ、これを住みやすいと感じた回答はゼロでありました。反面、住みにくいと感じる理由も設

問にありまして、これについては住みにくいとを感じる理由として、保健医療環境が悪いからが、13.4%ほどの方がそのように答弁されているような状況であります。それで、実は調査結果の中には施策の満足度、重要度を5段階評価したものが併せて載っております。そんな中で、施策の満足度では不満、どちらかといえば不満の割合が最も多いのが医療の部分でありました。ただ、反面、重要な部分であるって答えた中で医療って答えた方が約8割の方が重要であるということで述べておりました。そういうこともあって、今回この質問を再度行うということの判断をしたところであります。

それで、進めてまいります、医療環境等に関しては、遊佐町議会としてもこれまで対応してきたというか、進めてきたということは私なりに理解しております。それで、先ほど10年前のことを申し上げましたが、10年前、私が議員となって初めてのここの臨時会、27年の7月1日でした。自分としては緊張して初めて議会に臨んだ議会でありました。個人的なことを申し上げますと、入院しておりまして、病院のほうから駆けつけたということが忘れられないことにもあります。そんな中で、地方創生に関する調査特別委員会がこの日に設置をされました。その中で、約半年後の12月の8日の日に中間報告、先ほどいろいろあったような報告がありまして、その中の1項目に、医療関係においては近隣市町への依存度が高い状況にあることから、庄内北部定住自立圏構想による広域連携のさらなる拡充と町内医療の整備支援を求めると、約10年前もこのような中間報告を行っていることが事実であります。これはこれにしておいて、実は昨年、執行部に対する政策提言、議会として取りまとめたわけなのですが、その中の提言の中で医療福祉の充実ということで述べまして、その項目については、1つはやっぱり遊佐医会、歯科医師会、役場間で現状を把握して、将来展望を示されたいと。2つ目としては、高齢化社会に備えたDX推進の必要性を早急に検討されたいという、そういう内容で行ったところであります。実は個人的に申し上げますと、その取りまとめの段階で私はこの2つを提言ということで議会のほうに出させてもらった者の一人として、やはり重要なものかなと、そのように思っております。

それで、今年に入りまして4月の8日の日にこの会場で介護認定審査会委員と総務厚生常任委員会の方々と意見交換会を持ちました。ところが、今日も何か夜会議あるようですが、その前の限られた時間でしたので、30分しか時間取れないということで、非常にそんな限りもありました。あと、今年の5月20日には日本海八幡クリニックのほうに医療Ma a Sということで総務厚生で視察に行かせていただいたと、こういうものから見ますと、やはり第2次情報ではなくて、生の声を、生の情報といいますか、そういうものを確認できたということは非常に自分として大きな参考になったところであります。一方で、ちょっと個人的なものを申し上げます。さっき言った、30分しかなかったものですから、非常に自分としては生煮えの状態だったものですから、ある出席された委員の方と、その後に私個人として会っていただいとお話をする機会を設けさせていただきました。やはりその際出た言葉を若干自分なりにまとめたものをこれから申し上げますが、ここで町長のほうにお尋ねしたいと思いますが、令和7年度の施政方針の結びの部分で、町長は、「「チーム遊佐」という理念のもと、町民一人ひとりの声に耳を傾け、町民の相談事に全力で向き合うため、対話の場である「出前トーク」に、引き続き取り組んでまいります」と述べられております。それで、広報ゆざ見ましても、その記載等がある号もありますし、5月1日号には地元であります駅前一区のほうでも開催されたような記事が載っておりました。そんな中で、実は4月8日の意見交換の席上で、ある委員の方から、高齢化が進む中、診療方法などを町全体で考えていかなければいけないよう

な状態だと思うと、その方は。町がどのように考えているのか見えない、見えてこない、どういうふうなことを考えているのかということをやっぱり聞きたいというような趣旨のお話をその際されたところであります。先ほど言ったとおり、政策提言でいろいろ将来展望を示されたいということは申し上げたわけですが、ここで今言いました、町長、出前トークというのが町長就任以来行っているようですが、内容について私は全然把握しておりませんが、医療関係者の方々とそういう場を設けたことがあるのかと。もしないとすれば、今後そういう目的で開催する考えはあるかちょっとお尋ねをしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 菅原議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

緻密なデータ分析、また菅原議員の平成27年7月1日に旧役場庁舎での臨時会など、私も同じ思いでいたなと、今ご意見聞きながら考えておりました。私出前トークさせていただいておりましたが、菅原議員ご指摘のように医療関係者の方と出前トークを、私が出張してやる形ですが、それは今まで開催はまだしておりません。今のご質問をいただき、医療関係者の方ともこれはしていかないと、また町民の方から、どういう方向で町のこのような課題である医療を考えていくのだというご意見に関しては、真剣にこれからも向き合っていきたいと思っています。町が考えることを町民お一人お一人に伝えるということが本当に難しいと、今この仕事をして感じておりますので、今日のこの議会をきっかけに、執行部全員でまた考えていきたいと思っています。

私からの答弁は以上でございます。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） それでは、次の質問に移らせていただきますが、前回の578回定例会の際に遊佐町の医師の状況を県医師会が公表したとその際申し上げましたが、その際遊佐町の状況がどうなのかということをお尋ねした中で、健康福祉課長のほうにお尋ねした中で、年齢構成について答弁いただいたことがありました。年代としては70歳以上が、歯科医師ではなくて、内科中心の先生になると思うのですが、70歳以上が87.5%であるという答弁をいただきました。そういうものを見ますと、私なりに把握しますと、遊佐町の医師については、県内では非常に高齢化が進んでいるのかなと、そういうこともあると思います。ということは、やはり酒田市内でもあり、開業医が閉院になるということもいずれつながることにもなるのかなと、そう思っております。そういうことからいうと、先ほど冒頭言ったとおり、医療は重要施策であるという町民の方々が述べているわけなのですが、今後そういう町民の声に逆行するとか、恐れているようなことにつながるような状況がやはり将来的には発生するのかなと思って推測をしております。それで、先ほど言った、ある委員の方と個人的にお話ししたときに、この委員については、実はお医者の方でございました。その方とやり取りする中で感じたことは、やはり今の医師として、医療関係者として、非常に使命感を持って対応されているということは非常にひしひしと感じたところでありました。ただ、言っているとおり、その方も若干年齢を重ねておりましたので、いつまで継続できるのかというのはやはり話をしても不安だというようなことで捉えたところでもあります。それで、国の政策の変更や医療制度の改正が続いている中で、病院や医院は事業者でもありますし、診療報酬等で成り立っているわけですので、経営の方針の変更とか対応がやっぱり伴っているのだなと、そのようなことも感じたところでもあります。ただ、思ったのは、自分が今後医療を遊佐町で進めるに当たって医療機器とかそういう投資、DXも

含めてそうですが、今の年齢等を考えれば、やっぱりそういう投資にどうしても二の足を踏んでしまうような状況であるということはお話をされていて感じたところでありました。

それで、ちょっと申し上げますと、その先生がおっしゃる訪問診療というか、前でいうと往診ですね、そういうものは積極的に対応されているということでしたが、やはり自分としては患者を自分の車で迎えに行き、連れてきたい、そこで診療したいという考えはあるのだそうですが、道路運送法上、これは絶対アウトだということでありまして、その辺も一つ今後の課題なのかなということをちょっと感じたものですから、あえてこの部分について若干質問をさせていただきます。

それで、2025年度の遊佐町の統計の在宅高齢者の部分を見ますと、自分なりに評価しますと、65歳以上の独り暮らしの方が、遊佐の町民を100人とすれば約8人いらっしゃるようでした。ただ、これは65歳以上ですので、それより下の場合の方でも独り暮らしありますので、やはり1割程度はほぼ独り暮らしされているのかなと、そう思っております。やっぱりこういうことを見ますと、医療も含めた足っていいですか、そういうものが必要なのかなと思っています。ここで健康福祉課長のほうにお尋ねしたいのですが、例規集のほうに遊佐町地域生活支援事業の実施に関する規則等があって、第2条に町が行う地域支援事業（移動支援事業）ってあります。この事業について、町のほうで行っているのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

地域生活支援事業の移動支援事業につきましては、屋外移動が困難な障がい者、障がい児の外出支援でございまして、日中一時支援事業利用に係る特別支援学校等からの移動支援や余暇活動に参加するための支援を想定しておるところで、令和7年度につきましても予算計上をしております。利用状況につきましては、令和元年度利用決定はあったのですが、実績はないところで、令和元年から6年度につきましても、実績としてはないという状況になっております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） 実績としてはないということは理解をしたところであります。

それで、ちょっと視点を変えて申し上げます。いろいろと遊佐町内では話題となっている、有名って失礼ですが、事業として、西遊佐地区まちづくりの会で行っているエプロンサービスというものがございまして。これは、平成29年の10月に生活支援事業の一つとして、新しい事業として立ち上げたのと、そのように理解をしております。自分の過去の議案書を見ますと、平成30年の年に地域助け合い事業補助金として50万円をその団体のほうに、多分そうだと思うのですが、支出をしているような状況と理解しておりますし、実は私が総務厚生常任委員会の委員長を行っていました、令和元年の8月2日の日にそこに視察に行かせていただいたところでもあります。その中で、自分のメモを見ますと、やはり運営費に非常に経費を要するということがあって、事業の継続には補助が必要だというようなことを言われたという自分のメモがされておりました。その前ですが、平成27年の年に介護保険制度の改正が伴って、日本で介護予防・日常生活支援総合事業というのがあって、いろいろなパターンが制度化になったところでもあります。訪問介護型サービスは、AからDまであるようですが、ここでまたお尋ねをしたいのですが、健康福祉課長に質問しま

すが、西遊佐地区で行っているこの先ほど言った事業については、立ち上げ後に訪問型サービスBに該当する事業として進められていると、そう思っております。また、このBにおいては、先ほど言った送迎、これについては昨年度若干健康福祉課のほうと調整をした上で対応をこの中でもやっているような状況には聞いております。このBでやっているのかどうかということが1つだとして、前西遊佐地区でスタートした買物支援、これ今高瀬地区でも行っているわけですが、高瀬買物支援美童里応援隊ということを高瀬のほうでもやっておりますが、これについてもこのBを利用したものなのかどうかお尋ねをしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

西遊佐地区につきましては、当初は町の地域助け合い事業推進補助金を活用して運営しておりましたけれども、制度設計上、事業の運営経費につきましては、立ち上げ年度の翌年度から3年間を限度とするとしておりましたため、令和3年度から介護保険制度による、住民主体によります訪問型サービスBの補助金を活用して運営をしているところでございます。高瀬地区で行っております買物支援美童里応援隊については、事業者、支援者でございますが、町づくりの会のほうでは、まだ介護保険事業を活用してまでの活動に至っていないという認識のようございまして、特段実施に向けた相談も受けていないところでございます。地域支え合い、そして介護保険制度によるものについてもご案内はしているところでございますけれども、今後活動が軌道に乗りまして要件を満たす状況になれば、サービスBを活用した活動ということも検討されるものと思われるところです。

以上です。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 高瀬の事業については、該当にしていけないという、協議もされていないというふうなことなのかなということで今答弁をお聞きしたところです。

時間も押してきましたので、ちょっとはしょって申し上げますと、先ほど言った4つのうち訪問型サービスには訪問型サービスDというのがあって、移動支援があるようであります。これについては、いろいろ記載があるようなのですが、ちょっと省略をさせていただきます。それで、今回この事業を資料等でいろいろ調べてみますと、山形県地域公共交通活性化協議会という中で、令和3年3月、6年の6月に一部改正になっているようですが、山形県地域公共交通計画というものを策定されているようで、その段階でこの訪問型サービスDということも、介護保険による移動サービスということで載っておりました。これについて読み込んでいきますと、このサービスDについては、市町村が主体となった介護保険制度の一つであって、障がい者等の要支援者以外の利用者の利用も可能であると、そう記載がありました。そういうこともあって、当町では移動手段としてはデマンドタクシーを利用します福祉タクシー事業、これを進めていることは間違いありません。そういうこともあって、遊佐町ではこのサービス、訪問サービスD、移動支援の要綱、先ほどBは補助要綱あったわけなのですが、どこを探してもないということであれば、行われていないのかなと思っております。このサービスDについては行われていないと認識するわけですが、この事業を使った進め方等を考えてはいらっしゃるかどうか伺います。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） サービスDの活用についてでございますけれども、訪問型サービスDの定義につきましては、介護予防・生活支援サービス事業と一体的に行われる移動支援や移送前後の生活支援となっておりまして、基本的にはサービスBで実施している通いの場等への移動支援を考えているところでございます。町の補助金では、遊佐町地域助け合い事業推進補助金が令和6年度より移動支援についても盛り込んだ形で実施をしているところでございます。まずは町の事業で実施状況を検証した上で、また生活支援につきましては、社会福祉協議会にコーディネーター委託しておりますので、各地域のほうの状況なども確認をしながら、様々町の事業、そして介護保険制度による事業ということで丁寧に進めているところでございます。今後そういったところも含めて検討をしていくという状況でございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 9 番、菅原和幸議員。

9 番（菅原和幸君） Dについては、やはり要綱もないということであれば、やっていないということで理解をいたしたところであります。

それで、移動支援について関係することで、また町長のほうにちょっとお尋ねさせていただきます。昨年私区長しておりまして、昨年の区長会等でも出席した際、今年ではなくて去年ですね、非常に高齢者の移動に関することが発言されたと思ってメモしておりました。そんな中で、町長が令和6年3月に町長選挙あった際に、松永裕美を支える会の作成した頒布資料、討議資料の中にある項目があって、ずっとこれが頭に残っておりまして、デマンドタクシーを利用し、役場庁舎に来庁した高齢者を帰りだけ予約制で無料で送り届けると、そういう記載がありました。今の質問に関連しましてちょっと確認だけしたのですが、やっぱり高齢者の移動支援と捉えている内容だと私は認識しております。町長就任して1年以上になるわけですので、詳細も把握しておりませんので、例えばこういう一つの会の頒布された討議資料ですので、実現性はどうか確認はできませんので、こういう事業を町のほうで行われているのかちょっと確認をしたと思います。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 菅原議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

私が町長選挙でお出ししたリーフレットの公約には、そのように書いてございます。日々町民の皆様の困難なことは何か、また高齢化が進む遊佐町で必要なものは何かというところで、必要なものは高齢者の足、そして病院に行くにしても、どこに行くにしても、お友達に会いに行くにしても、お買物にするにしても、とにかく足の課題は一番だと思っております。今まさに菅原議員からご質問いただきありがたかったのですが、我々遊佐町執行部といたしましては、いかに高齢者の方の足の確保をしていくかというところで予算の確保と、またどういった方法が一番この町には適切かということで検討させていただいております。今民間の方で、事業者で、お買物を、その店にいらっしゃると送迎してくださるというシステムを導入なさったところもございますが、町といたしましても、どうやって高齢者の方たちが未来に不安なく、医療もそうですし、足の確保に安心に頼っていけるかというところは考えております。ただ、ここでこういう事業を今展開しますと伝えることができないもので、さらに今時間をかけてじっくりと考えてお示しできればと思っております。また、一番手短にできるタクシー券を町民の高齢者の方に、必要であれば何とか追加でというところは、これから一番手っ取り早く、手っ取り早くというのは雑ということではなく、

いろんな経費を考えたときに、町の厳しい財政を揺るがさず、そして困っている方にアプローチできる手法だと思っておりますので、そちらのタクシー券のほうは何とかお手元に、足りない方には届くようなやり方をまずは第一段階で考えております。就任して、結果がちょっと見えてこないというご不満な点や、町民の方からのいろんな声も私の耳にも入っておりますので、なおこれからそここのところはしっかりとやっていきたいと思っております。ご質問ありがとうございました。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員の再質問を保留し、午後1時まで休憩いたします。  
(午前11時55分)

休

憩

議長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。  
(午後1時)

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員の再質問を保留しておりましたので、これを許可いたします。  
9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） 先ほどの町長の答弁のところで休憩入ったわけですが、基本的にデマンドタクシーの無料化の先ほどの質問の件については、行っていないという認識をしました。私が、もしやっているのであれば、デマンドの設置並びに運行に関する条例では、たしか1回当たり500円は徴収するということがありましたので、ないということであれば、それで理解であります。

それで、あえて今回、ある医師の方と話し合った中で一つの移動手段のことが自分なりにあったものですから、今回取上げはさせていただきました。先ほどの町長の答弁の中では、メモしていますと、庁舎内で常に課題を話し合っ、さらに勉強会を継続し、検討を進めていきたいというような趣旨の答弁あったわけです。基本的に昨年度当議会が定義しました内容であります現状把握等に今後も努めていただきたいものだなと、そう考えております。

それでは、次のほうに入っていきたいと思います。残り時間10分ほどになりましたので、洋上風力関係に係る内容について、若干ここで触れたいと思います。遊佐町沖洋上風力発電事業に関することについて、1月の23日、特別委員会の中でエネルギー政策推進室のほうから、地域共生の実施に係る基金の造成についてという説明がありました。その点を要約しますれば、令和7年度中に設置をする方向でいろいろ検討をしていると。基金協議会の持ち方、体制に関して、事業者も含めて検討していくという内容でもありました。発電事業者との地元の共存共栄の達成のために協調策に取り組んで、振興策を展開していく考えに基づいて、発電事業者と地元が一体となって取り組んでいくと、そういう趣旨の説明があったところであります。それで、その後いろいろ協議は進められているようですが、実は非公開の会議でありましたが、先日の30日の日に自宅でテレビ見ていましたら、この会場である会議がやっている風景が映りました。テレビの画面を見ますと、遊佐町沖洋上風力発電地元構成員会議というものがありまして、そのフリップというか、字幕を見ますと、風力発電事業者、おおよそ33億7,000万円の基金を造成する予定であると。今後基金の使い方などを協議する予定であるというのが字幕にあったところであります。役場庁舎内でも、各関係課のほうで地域振興策のほうに関する検討は行っているようなことで耳には入ってきている状況で

はありますが、ここで産業課長のほうにお尋ねしたいと思います。医療に関しては、地域住民、町民だけではなく、今後長い間の期間で本町で活動されます洋上風力発電事業者の社員等についてもやっぱり医療というのは大きな位置づけになるものかなというふうに考えております。それで、実はここで申し上げますと、6月3日の日に報道のあったものを申し上げますと、政府は、関係人口を増やすために、今後ふるさと住民登録制度というものを創設すると。本年度中に戦略を策定するというようなことが6月3日の日に公開になったといえますか、ありました。その中にも医療介護サービスの維持や公共機関の空白解消などが自治体に求められるというふうな記載もありました。これは第2次情報ですので、これ以上把握はしておりません。そんな中で、ちょっと予算的なものをここで述べます。令和7年度一般会計予算の歳出の中の第4款衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費を見ますと、予算額が1億4,995万7,000円、その内訳の一般財源見ますと、約80%である1億2,103万5,000円となっております。説明の節のところを見ますと、遊佐町地域医療施設補助金ということで約2,400万円ほどですか、そうなのでございます。それで、実は明日多分上程されるであろう令和6年度の専決処分に関する予算にも載っているようですが、令和4年11月11日の日に遊佐町まち・ひと・しごと創生推進計画というものが内閣府のほうで認定を受けたものですから、企業版ふるさと納税の活用が可能になったということで理解をしております。この財源の中にその基金、ふるさと基金がなっているかどうかはまだ把握できておりませんが、要綱上推進計画を見ますと、介護予防事業とか福祉医療事業にも該当できるというような計画のようであります。ここで課長のほうにお尋ねしたいのですが、洋上風力振興基金の1月23日に頂いた資料においては、いろいろ図面あったわけですが、持続可能な医療体制の構築のために同基金を活用できないかと、そう考えておるものでございます。そのとき配付のされた図があるわけですが、その事業実施団体が3つほど記載になっておりました。その中の地域振興補助金の受ける団体で事業実施団体という項目があったのですが、町がこの団体に含まれることが可能なかどうかということと、仮に含まれる場合、今後の検討に含むことが可能なかどうか、ここでお願いします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

地域振興策の補助の実施団体ということでございましたけれども、地域振興策につきましては、基金を活用して、町が一般会計のみではありませんが、一般会計等で実施していくものであるという認識をしておりますので、当然この実施団体というところには、町も含まれるというふうに思っております。

また、仮に含まれる場合、今後の検討に含めることは可能かということでございましたけれども、法定協議会の意見取りまとめの中でも洋上風力発電事業を通じた遊佐地域の将来像の地域の振興策として6つほど項目が載っていたかと思われます。ご承知しているかと思いますが、その⑥に地域住民の安全、安心な暮らしの実現というふうに記載をしてあるところであります。そういう趣旨からすれば、当然検討に含めるということは可能だというふうには認識しておりますけれども、基本的に基金の活用ですが、町が今実施をしているいろんな事業のいわゆる一般財源の代わりに充当するということは、あまりそれは有効な使い方ではないというふうに我々担当課では思っておりますので、今後そういうところも含めて庁内で検討していきたいというふうに思っております。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 9番、菅原和幸議員。

9番（菅原和幸君） この件に関しては、個人的なものです。前任の県のある替わられた課長にも個人的にお話したこともあったのですけれども、やっぱり1億円、8割ぐらいが一般財源使っているということであれば、こういうものについても、洋上風力の基金のほうを活用できればなという思いでちょっとしたところであります。

それで、最後のほうに入ってきますが、実は私が二十歳の頃の人口が、昭和50年ですが、2万1,262人ありました。令和6年度と比較しますと、この50年ほどで約9,000人がこの遊佐町から減っております。それで、2060年ということで申し上げますと、この年は私は107歳になる計算でございますが、当然この世にはいないと思いますが、そのときの人口が4万5,000人ほどということでもあります。そんな中で移動手段について触れたのは、令和6年度の世帯数、50年前と比較すると、98世帯しか減っていないのです。これについては、住民票を分ける世帯分離、税法上のことがあるかもしれませんが、そういうことがあってかもしれませんが、ということは一緒に住んでいる家族が減っていると、そういうことが認識されると思って、あえてここで載せたところでございます。当然共助の重要性がここからも分かってくるのかなと思います。

それで、最後になりますが、やはり遊佐町、医師のことを申し上げましたが、かかりつけ医が遊佐に限られたことではないと思います。当然眼科とか、整形外科については酒田になると思いますので、そんなことから、やっぱり先ほど来言っています医療、医師機関との、医師等との話し合いを持っていなければなと思います。

それで最後に、まとめのものを発言しますと、実は前回の578回の私の質問、自分なりに議事録を見ました。最後の部分で町長が、私の考えていることと菅原議員が考えていることは同じだと、そう述べられておりました。私も町長の考えはちょっと把握してはおりませんが、町長がぜひ考えていることを明確にさせていただいて、先ほど町民の皆さんが自分事としてという発言もあったようでございますので、町長が考えることで町民の不安を解消できるような施策を、迅速な対応を進めていただきたいと、そう考えております。

私の質問はこれで終わりますが、もし最後一言あればいただいて終わりたいと思います。なければ、これで終わります。

議長（高橋冠治君） これにて9番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

ここで午前中に報告がありました遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会の調査結果中間報告について訂正の申出がございましたので、これを許可いたします。

斎藤弥志夫委員長。

遊佐町沖洋上風力発電事業計画に係る調査等特別委員会委員長（斎藤弥志夫君） 先ほど報告させていただいた調査結果中間報告において、「1 特別委員会の開催経過」とあるのを「2 特別委員会の開催経過」と訂正いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（高橋冠治君） 了承いたします。

それでは、一般質問に移ります。

1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） それでは、私のほうから一般質問をさせていただきます。

先ほどの9番議員の一般質問と重なる部分もあると思いますが、ご容赦ください。テーマは通告のとおり、超高齢社会に備えた医療、介護、リハビリ、生活支援体制強化についてになります。私ですけれども、昨年40歳になりましたので、介護保険料の支払いがちょうど始まったところでございます。その年齢でこのテーマを取り上げることに違和感を持つ方もいらっしゃるかもしれませんが、何度かこの場でもお話しさせてもらっておりますけれども、私大学を出てからこの分野の仕事をずっとしてきましたので、制度についてある程度分かるところもありますし、そういった現場にいて個人的に思うところも多々ありました。訪問歯科の現場で働いておりまして、多くの介護施設に訪れて、多くの高齢者の方と接してきました。勤務地としては関東でしたので、そうすると関東の高齢者施設に伺いますと、地方でもともと暮らしていた方が認知症になったり、独居になったりしまして、関東に移り住んできて、そういう施設に入られているという方を多数見ておりました。そうすると、保険証も地方の市町村の場合があるのです。そういった方々をよく見ておりました。皆さんそれはご高齢の方同士で生活をしているわけなのですが、一口に高齢者と申しまして、やはり見てきた山や川や海が違う方同士が生活していることになります。当然お話しされるお国言葉というのですか、方言も皆さんそれぞれでございますので、私なんかは比較的若い年齢で遊佐町に来ましたので、正直皆さんの、ご高齢の方々がおっしゃっている言葉が時折聞き取れないのですが、それでも何とかやっていけるところがあるのですけれども、やはり一定程度年齢がいつてからですと、なかなかそういう適応力も難しいのかなというふうに思ったりします。中には故郷の歌を歌ってくれる方もいらっしゃいました。皆さん、故郷が恋しいのだなというふうに思ったところでございます。そういった経験がありますので、遊佐町で生まれ育った方には、最後まで安心して遊佐町で暮らしてもらいたいというふうに思っております。

それでは、通告文のほうを読み上げさせていただきます。超高齢社会に備えた医療、介護、リハビリ、生活支援体制強化について。遊佐町の高齢化率は44.8%（令和5年10月1日現在）と県平均35.2%よりも高い数値となっており、要支援、要介護認定者は965人、令和7年3月末に上ります。町内唯一の地域の中核病院では、令和7年3月に開設したばかりの地域包括ケア病床が稼働率99%、療養病床も80%台で推移しており、退院後の受皿の不足が顕在化しています。一方、特別養護老人ホーム3施設は、稼働率ほぼ100%、待機者は令和6年11月末時点で151人となっており、中核病院での訪問リハビリは休止中、令和7年4月現在では理学療法士1名、作業療法士2名、言語聴覚士ゼロという体制です。在宅患者への訪問歯科診療も年間22回、利用者数5名にとどまり、誤嚥性肺炎対策や口腔機能の維持が十分とは言えません。高齢者の移動、買物支援も実態把握が進まず、福祉タクシー券利用率は5割強にとどまっています。こうした現状を踏まえ、以下の点についてお伺いします。

1、在宅医療体制強化。地域包括ケア病床の需要分析、訪問診療におけるみとりについて、医師、看護師誘致策。

2、リハビリ拠点整備策。訪問リハビリ拡充の検討、リハビリ型デイサービス設置支援、リハビリ職（PT、OT、ST）確保支援。

3、口腔嚥下支援拡充。訪問歯科診療の現状と課題、ST不在の代替施策、口腔加算取得推進。

4、移動、買物支援戦略。移動弱者実態調査の検討状況、自動運転やライドシェア実証計画の検討、商

店との連携や移動販売車導入の検討。

5、共助サービス活用策。西遊佐地区エプロンサービスの評価、介護、リハビリへの橋渡し機能強化の検討、町内全地区への展開検討。

以上の点についてお伺いし、超高齢社会を見据えた実効性ある医療、介護、生活支援策をお示しいただきたい。

以上です。よろしくお願いします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、遊佐議員のご質問に答弁させていただきます。

現在全国的に高齢化の進行が継続しまして、高齢化率は今後さらに上昇することが予測されます。遊佐町におきましても、令和7年4月1日現在の高齢化率は44.91%と依然高い傾向にございまして、医療ニーズの増加や介護ニーズの多様化が予測されております。その反面、人口減少による医療、介護従事者の減少も大変危惧されております。

さて、1つ目のご質問でございますが、在宅医療体制強化についてでございますが、まず地域包括ケア病床の需要分析については、地域包括ケア病床は急性期の治療後の患者さんが在宅や施設へスムーズに移行できるように診療、看護、リハビリを行うことを目的とした病床でございます。療養病床及び一般病床などの基準病床数については、病院及び診療所の病床の適正配置を目的としまして、医療法に基づき、山形県保健医療計画において設定されております。地域医療構想に基づいた庄内地域全体におきます適切な病床数の算出と体制の構築について、今後も検討が進められていくことになります。地域包括ケア病床につきましては、高齢化が進むにつれて需要がますます高まるとされておまして、医療機関におけるリハビリテーション機能の強化と、退院後の在宅療養を支える在宅医療、訪問看護、訪問介護の充実が求められております。遊佐町町内に病床を有する医療機関におきましても、療養病床から一部地域包括ケア病床へ移行する取組が令和6年度から開始され、地域包括ケア病床の稼働率は高い状況にあるとお伺いしております。また、北庄内におきましては、平成30年に日本海総合病院を中心といたしまして、地域医療連携推進法人が発足し、医療機関や、その間で介護事業所との連携が進められております。遊佐町といたしましても、療養を必要とする方が日々安心して療養生活を毎日送ることができるよう、医療機関または介護関係機関と連携して取組を進めてまいります。訪問診療におけるみとりにつきましては、現在町内では病院が1か所、診療所3か所の計4医療機関で在宅診療が行われておまして、在宅でのみとりも行われております。庄内地域において、自宅以外で亡くなる方の割合はいまだに高い傾向にありまして、遊佐町においては、約9割の方が病院または施設で亡くなられております。今後超高齢化社会へ進んでいく現状を踏まえ、在宅医療のニーズも増加することから、かかりつけ医の普及やデジタルトランスフォーメーションの普及も視野に入れた在宅医療の充実に取り組む必要があると考えております。町民皆様が安心して、人生の最終段階においても、ご本人の希望する場所でご本人らしく生きがいを持って暮らしていけるよう、遊佐町でも在宅医療について話し合いを重ねながら、町民の皆様と共にその環境を整備していくことが必要と考えております。

人口減少が急激に進み、医療従事者の人材不足は全国的な課題となっております。平成30年の医療法、医師法の改正により、地域の医師確保対策につきましては、山形県医師確保計画に基づき取組が進められ

ております。県におきましては、山形大学医学部様と連携した医学生に向けた取組のほか、医師の働き方改革の推進、診療所の後継者確保対策として医師の業務の継承、マッチングの取組などが行われております。また、町の取組といたしましては、町内で開業する医療機関が新規に看護師などの専門職を雇用した場合には助成金を交付するという遊佐町地域医療安定化対策支援事業助成金制度を実施させていただいております。どの地域におきましても、医師や看護師などの人材不足は大きな課題であり、今後県とも連携して対策を進めてまいります。

次に、2つ目の質問ではございますが、リハビリ拠点整備策についてでございますが、遊佐町では現在訪問リハビリ、通所リハビリ対応できる施設は残念ながらございませんが、町内在住者の利用状況といたしましては、訪問リハビリ、通所リハビリそれぞれ4名ずつの計8名が利用しており、いずれも町外の施設を利用させていただいております。リハビリ拠点を整備するためには、リハビリ関連職である理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、スピーチセラピストの確保が必要になりますが、庄内地域にはリハビリ職の養成学校がないことも影響し、これらの人材が極めて少ない状況でございます。これは、遊佐町だけではなく、庄内地域全体の課題でもあります。令和6年度の診療報酬、介護報酬の改定でも、急性期におけるリハビリは口腔管理、栄養管理と組み合わせることにより効果的になるものとして評価されておりますし、自立支援、重度化防止にも効果的であります。寿命の延伸、高齢化率の上昇に伴い、地域でのリハビリテーションニーズは今後さらに多くなるものと予測されます。現在実施している通いの場へのリハビリテーション専門職の派遣を今後も継続し、状態に応じて介護サービスの利用へもつなげていければと考えております。なお、リハビリ拠点の整備につきましては、人材不足も加味して、町内だけでなく、近隣市町村とも連携しながら、ニーズに対応できる環境づくりが必要であると考えております。

次に、3つ目のご質問でございますが、口腔、嚥下支援拡充についてでございますが、訪問歯科診療につきましては、要介護状態で通院困難な状態にある方に対し、家庭に訪問して、その場で診察を行う在宅訪問診療のほか、高齢者施設や障がい者施設に出向く施設訪問診療も行われております。令和6年度の訪問診療については、医療機関へ聞き取りに伺ったところ、在宅町内の高齢者施設、障がい者施設、入院患者への訪問歯科診療は、延べ100回を超える診療が行われているということが分かりました。また、遊佐町では、口腔衛生指導員といたしまして歯科衛生士を雇用して、在宅療養中の方へ訪問口腔衛生指導、お口さわやか訪問を実施させていただき、口腔内の状態の観察やお手入れの方法についての指導を行わせていただいております。令和6年度の実績を述べさせていただきます。令和6年度は43名、延べ104名の方へ訪問口腔衛生指導を実施させていただきました。医師の診察や治療が必要な方につきましては、歯科医院への連絡調整や往診の同行なども実施させていただいております。また、包括支援センターやケアマネジャーから相談を依頼されることも多く、他の機関と連携しながら、この事業を実施しているところでございます。今後も通院困難な高齢者の方や在宅療養中の方に必要な歯科医療が提供できるよう、遊佐町といたしましては、関係機関の連携を強化して取り組んでまいります。

先ほど申し上げましたST、言語聴覚士、これはスピーチセラピストという名称ですが、こちらの言語聴覚士不在の代替りの施策についてでございますが、言語聴覚士は言葉によるコミュニケーションに障がいのある方へのリハビリテーションを行うほか、うまく食事を飲み込めないなどの嚥下障がいを持つ方の嚥下訓練も行う専門職でございます。町には言語聴覚士はおりませんが、町で雇用している歯科衛生士が

口腔機能についての研修を積極的に受講し、口腔衛生訪問や健康教室などの機会に唾液腺マッサージや口腔機能の維持改善に役立つ体操などを実施して、オーラルフレイル予防、こちらを目的に実施を行っております。出前講座として誤嚥性肺炎や歯周病予防をテーマにした寸劇も行っており、楽しく学べる講座として大変好評いただいております。今後も研修を重ねながら、町民の方が口腔内の状態を健全に保つことができるように力強く取り組んでまいります。

口腔加算の取得状況につきましては、歯科医が高齢者施設や障がい者施設に出向いて診療を行う場合、診療報酬に基づいて加算取得なされているものと認識しております。また、高齢者施設においては、誤嚥性肺炎の予防、歯周病の疾患の予防のために日々の口腔ケアを行い、必要なときは医師の訪問歯科診療につなぐなど、入所者の口腔機能の維持改善が図られております。介護保険制度で位置づけられている口腔衛生管理加算の取得状況については、町内の高齢者施設に聞き取りに伺ったところ、デイサービスに通っていらっしゃる方については、算定要件を満たす場合には取得されているとのことでした。ケアマネジャーを中心に関係職種と連絡調整が図られ、口腔機能向上サービスが提供されている状況でございます。議員がおっしゃる口腔加算取得推進についてでございますが、高齢者や要介護者の口腔機能の低下を予防、改善し、その機能向上を目指す取組を評価する加算の算定を推進することと認識しております。特にデイサービスなどの通い場の介護事業所では、口腔機能の低下が重度化防止に影響するため、この加算の取得は重要でございます。具体的には、口腔機能の低下リスクがある利用者へのアセスメントと計画書作成、口腔ケアや摂食支援の実施、口腔機能の改善を目指す訓練の実施、定期的な評価と計画の見直し、連携強化、歯科医院や地域医療機関との連携を強化し、専門的な知識や技術を交流し合うということでございます。これらも踏まえて、遊佐町といたしましても、こちらの口腔加算の取得については、今まで述べたとおりでございます。

次に、4つ目の質問でございます。移動、買物支援戦略についてでございますが、移動弱者実態調査の検討と自動運転やライドシェア実証計画の検討については、今は調査や具体的な検討は行っていない状況ではありますが、実態といたしましては、高齢者であれば、現在健康福祉課で実施しておりますタクシー利用時の助成制度、福祉タクシー券の交付者数を約550名がいわゆる交通弱者数の実態と捉えております。それ以外にも、運転免許証の返納は行っていないものの、実際の運転は困難な方も一定数いるものと認識しております。今年度実施いたしますデマンドタクシー交通計画調査で、現状の調査、分析、課題または利用性向上と持続可能な運行体制の確立が期待できる手法、今後の公共交通の在り方を検討してまいります。

次に、商店との連携や移動販売車導入の検討についてでございますが、現在無料買物送迎車の運行の実証実験に取り組んでいらっしゃる町内業者があり、その効果や課題については、町としても検証していきたいと考えておりますし、移動販売車の導入については、改造などに対する補助制度はございますが、商工会とも連携し、支援体制も整えてまいりたいと考えております。

次に、5つ目の質問でございますが、共助サービス活用策についてでございます。まず、西遊佐地区のエプロンサービスにつきましては、他市町村の団体の方々も頻繁に視察に来られるなど、町内外から実に高い評価を得ていらっしゃる認識しております。誇らしいことでございます。また、通いの場の活動を発端に、カフェを実施する地区も年々増えてきております。カフェは、人が集まり、人が集い、言葉を交

わし、その日本当に充実したものになると思っております。地区ごとに特色を生かしながら、独自の取組も進められている、この現状は本当にありがたい限りでございます。人と人のつながりを通じては、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような体制づくりが町全体として広がっていくよう、今までどおり推進してまいります。また、冒頭にも申し上げましたが、遊佐町の高齢化率は令和7年4月1日現在で44.91%と依然高い傾向にございまして、現役世代の減少も危惧されることから、今後さらに自助、互助、お互いの助け合いについて考える必要があると認識しております。通いの場などを利用してロコモ予防、介護予防の活動の継続につなげられるよう、必要な情報を各地区に平等に周知してまいります。

介護、リハビリへの橋渡し機能強化の検討につきましては、在宅療養を支える上でいろんな職種が連携して、在宅医療に取り組む体制確保が求められます。本人や家族のニーズに応じたサービスを提供するため、必要なサービスについては、ケアマネジャーが中心となって、サービス担当者会議にて調整を図らせていただいております。スムーズに在宅療養生活を送ることができるよう、ケアマネジャー定例会や遊佐町在宅医療推進連絡会の機会を捉えて、在宅療養をテーマにした研修を行っております。今後も各サービス提供事業所と連携、調整を図ってまいります。

現在、団塊の世代の方々が全員75歳以上となる2025年を迎えておりますが、高齢化人口がピークを迎える2040年を見通しますと、85歳以上の人口が急増し、医療、介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある要介護高齢者が増加する一方、少子化による労働力不足が急激に急減することが危惧されております。重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが町民の方ができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される地域包括ケアシステムの推進が重要と考えております。制度、分野の枠や支える側、支えられる側、支えたり、支えられたりという関係を越えた地域共生社会の実現により、行政だけでなく、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を促進するとともに、今後ニーズが高まることが予測されます在宅医療の必要性、またかかりつけ医の重要性など、地域医療の在り方についても、これからも周知、啓発していきながら、安心して生活できるような施策を地域、町民の皆様と共に考え、推進してまいりたいと思っております。

壇上からの答弁は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1番（遊佐亮太君） 多岐にわたる質問に対してご回答いただきましてありがとうございます。ちょっと盛り込み過ぎたなというところを反省しております。

1、2、3、4、5と書いておるのですがけれども、2番のリハビリのところからちょっとお話ししていきたいかなというふうに思っております。というのは、要介護者が大体1,000名ということで、令和5年、令和6年、令和7年のそれぞれ3月の末時点の数字をもらっておるのですがけれども、人口減、自然減少に伴って要支援、要介護度の低い方の人数は若干減少傾向ですがけれども、要介護3についてはほぼ据置き、4、5については高止まり、あるいは増加傾向というふうに数字のほうを見ております。かつ特別養護老人ホーム3施設がほぼ満床で、待機者数が百数名いらっしゃるという状況を踏まえますと、これはリハビリの拠点整備がまず必要なのだろうなというふうに思っております。訪問歯科の話よくするのですがけれども、実は私、訪問歯科の会社でリハビリ施設とか、訪問看護とか、訪問リハビリを運営している子会社があるのでありますが、その取締役だった時期が一時期ありまして、出店に係る経費がどのくらいとか、

そういうところは経験値として押さえているのですけれども、やはりご高齢になって、病院から在宅へという言葉があるとおり、今の医療保険とかの制度って、入院に係る保険点数よりも、自宅に帰るための、話にあった地域包括ケア病床の保険点数であったりとか、リハビリの保険点数に手厚くなっているような設計になっております。それを厚生労働省の制度変更で医療従事者が経営が圧迫するというのはそうなのですけれども、やはり経営環境というのは常に変わっていきますから、今まで保険制度に守られていたところが時代の変化に応じて変わってきていると、そういうふうに捉えております。今の時代は、リハビリのほうをもっと手厚くしていかなければいけないというふうに思っております。そのためには、リハビリデイサービスの設置であったりとか、訪問看護、訪問リハビリステーションの設置が必要かなというふうに思っております。とはいえ、そのためにはリハビリ専門職、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、こういった方々の雇用が不可欠なのですけれども、そうはいっても、多分庄内地域ではもう専門職の取り合いになってしまいますので、なかなか採用は難しいのだろうなというふうに思っております。そうしますと、発想を変えて、都市圏からリハビリ専門職を採用してしまおうと、移住も含めて。そうすると、その方の、リハビリ専門職その人と、ご家族がいられたら、そのご家族含めてまるっと移住してくれますよねと。当然保険点数を算定するにおいては、医療法人、医療機関で雇用をしないといけません。ですけれども、移住支援金を手厚くするとか、引っ越し費用を持つとか、住宅費を3年間町が負担しますとか、そういう手だては考えられるかなと思っております。調べてみますと、そういう施策をやられている自治体ってあるのだなと思いましたし、東北の町村規模でもやられているところがありました。そういった施策を絡めて拠点整備のスケジュールを立てたりですとか、採用の目標人数を当てたりですとか、いろいろ考えられるところがあるのではないのかなと思うのですけれども、その辺の戦略的なスケジュールの設置、確保目標、この辺のところをもしお持ちであれば、お伺いしたいと思っております。健康福祉課さん、よろしくお願いします。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） ご提案含めありがとうございます。やはりリハビリ職というのは、これからさらに役割としては重要なものになってくると認識しているところではございますが、移住に関しては企画課でも様々な支援のメニューがございますし、今お話がございましたとおり、ほかの自治体で実施している取組につきましてもあるということでございますので、そちらを参考にしながら、今後町のニーズに合った施策について連携しながら進めていきたいと思っているところでございます。確かにリハビリ職というのが病院から在宅への後押しをしていただく機になるのかなと認識しているところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） そういったやり方もあるかなと思いますので、ぜひいろいろな確保策を考えて、実行していくことが大事かなというふうに思っております。やっぱり具体的な目標値なりスケジュールがないと物事は動かないと思いますので、数字を1個ずつ決めると、目標を置くということが何事においても重要なかなというふうに思っているところですので、よろしくお願いします。

やっぱりリハビリ専門職を置く、通所型のリハビリデイをやる、訪問看護、訪問リハビリを提供していくとなってくると、訪問診療の拡充のほうもなってくるというふうに思っております。訪問診療も一時期

やっていたのですけれども、ちょっとそこは私あんまり得意ではない分野なのですけれども、訪問診療をやったりやっていると、みとり率がどんどん、みとりの回数が必然的に増えていくというふうに思っております。現在遊佐町では、9割の方が施設や病院等で、ご自宅以外の場所でお亡くなりになっているというふうに聞いておりますけれども、ではこの数値を、今の9割を8割にしましょうとか、そういう在宅みとり率を、だから今の1割を2割に引き上げましょうとか、そういうふうな目標値というか、行動指針も必要かなというふうに思っております。そのためには、町民への啓発活動も併せて重要なというふうに思っております。やっぱりちょっと前ですと、病院で亡くなるというのが自然だったかなというふうに思うのですけれども、そのちょっと前になると、今度は逆に病院で亡くなるということがあんまりなくて、ご自宅で亡くなるということのほうが普通だった時代もありました。やっぱり環境が変わってきたので、そういう死生観の話をし出してもあれなのですけれども、死生観についても変わっていくのかなというふうに思っております。このみとりについての何か町の計画であったりとか、こういう周知策を打っていきますであったりとか、具体的な行動計画としてこういうのを予算化して行う予定がありますとか、そういうものがあればお伺いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

町民への啓発活動について、まず先に述べさせていただきたいと思います。地域医療について町民の皆様が自分事として考えられるように、周知、啓発活動を強化していきたいと考えております。今年度につきましては、かかりつけ医機能ですとかアドバンス・ケア・プランニング等、先ほどありましたとおり将来病気になったり、介護が必要になったときにどのような医療やケアを希望するか事前に話し合い、よりよい医療やケアを選択できるように支援するという事で、将来に備えてご本人が例えばフレイル、介護支援、要介護、認知症になったとしても、自分らしく、自分が選択した自分ということのものが選択できるようなものがあるということについても周知をしていきたいと思っております。健康福祉課でやっております健康教室ですとか出前講座、あるいは各事業の際に、あまりみとり等については重くならないように周知を皆さんのほうにしながら、共に考えていきたいかなと思っております。また、要介護、要支援の方につきましては、ケアプランなどもケアマネジャーなどとの専門職が関わりがあるかと思っておりますので、そういう専門職につきましても、アセスメント等意思決定をする際に、尊厳も大事にしながら、選択を広げていくというようなことにつきまして、今年につきましては研修をしていきたいと思っております。自立支援のテーマと、地域医療について、今年度については研修を考えているところでございますので、支える側につきましても、さらに勉強を進めていきたいと計画しているところでございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 私も訪問歯科の現場におりまして、やっぱりお亡くなりになる方も一定数いらっしゃいました。そういうのを居合わせるたびに、自分が死ぬときどういうところで死にたいかなということに思いをはせることも多々ありました。関東で生まれ育ったわけなのですけれども、やっぱりビルが多いとか、そんな感じでございまして、そういうところで人生の最期を迎えるのかなというふうにも思いま

した。私は、鳥海山が見るところで死にたい。これ遊佐町民の多くの方の意思ではないかと思うのです。この遊佐町民の多くの方の意思を尊重してあげるような町政運営をしてもらえればなというふうに思っております。

続いて、訪問歯科のお話にちょっと触れたいと思うのですが、つい先日訪問歯科、私が現場にいた頃に一緒にやっていた歯科医師の先生から連絡ありまして、訪問歯科ってそういえばどういう損益構造なのだったというふうに聞かれたのです。それは得意分野ですので、大体1人当たり点数が何ぼですねと、1日当たり何人くらい見て、この点数ですねと。設備投資に係る費用としては、ポータブルユニットとポータブルレントゲンと、義歯調整キットとか、入れ歯作成、修理キットとか、いろいろ合わせてこのぐらいですねと。車で行きますので、リースにしろ、買うにしろ、減価償却するまで大体この辺の経費で、ガソリン代幾らぐらいですねと、大体このぐらいの経費かかるので、何人ぐらい診ればペイしますみたいな、そんな話をしたのが最近のことでした。ついでに遊佐町のPRもしておいたので、今月の下旬に遊びに来るそうなので、道案内をしたいというふうに思っているところです。そんな話はさておき、高齢者の死因として、誤嚥性肺炎は大きな位置を占めておるものというふうに思っております。要介護者の口腔状況改善は、健康寿命維持や医療費抑制に極めて重要なことだというふうに認識しております。私のいた現場では、関東で1日に20人から25人ぐらい毎日というか、毎営業日見ていました。そうしますと、1週間に100人の実患者を回したような状況でございました。月でいえばもう300ぐらいなのかな、年でいえば1,000いかないのかな、500ぐらいかなという感じではあったのです。それは、ある程度規模を持ってやっているの、人数が一定数あるのはいいのですけれども、遊佐町のほうでは、現状訪問歯科診療では年間延べ100名という状況と先ほど伺いました。要介護者、要支援含めて、要支援、要介護者含めて1,000名という中で年間延べ100回というのは、自分の経験値がどこまで当てになるのかなというはあるのですけれども、やや少ないのではないのかなというふうに思っております。この年間延べ100回が1医療機関でやられていることではないと思うので、複数の医療機関の合算だと思うのですけれども、ちょっと年間延べ100回だとポータブルユニット、ポータブルレントゲンという訪問歯科診療の機材の経費をペイしないのではないかなというふうに、それはよそのというか、医療機関の経営事情なので、あれなのですけれども、何か少ないのではないのかなというふうに思っております。食べることは、生きる喜びです。虫歯になったり、入れ歯が壊れてしまったりすると、御飯食べれなくなってしまうのです。御飯食べれなくなってしまうと、人間って栄養状態が急速に悪化しますので、そうしますと、オーラルフレイルといいますけれども、要介護度がどんどん上がっていったしまうという悪循環がありますので、誤嚥性肺炎を食い止めると同時に、そういった食べることの支援ということも訪問歯科診療においては重要なことかなというふうに思っております。なので、虫歯治療にしろ、入れ歯の作成、修理にしろ、継続的な口腔ケアにしろ、もっと歯科の介入があっているのではないかなというふうに数字を見て思っているところではございます。その辺りについての町としての目標値のようなものというのは、もしあったら教えてもらいたいと、お伺いしたいというふうに思います。よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

町としての目標というのは現在持ち合わせていないところでございますが、訪問歯科診療の目標値につ

きましては、第8次山形県保健医療計画において県全体、庄内地域ということで示されているものでございます。目標自体はないところではございますが、各年度ごとに、先ほど来、町長答弁のほうにもありましたとおり、訪問口腔衛生指導ですとか、健康えがお講座など高齢者の健康維持、フレイル予防の啓発の中で、運動、栄養、口腔等のフレイル予防というような取組をしているということになってございます。

以上でございます。

議 長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 要介護の上に上がった段階で虫歯治療をすとかっていつても、あんまりなかなか難しいと思うのですけれども、もうちょっと要介護度低い方々への介入があってもいいのかなと思いますし、麻酔して、抜髄して、補てつ物入れるとか、あと義歯早期に作るとか、もっとあっていいのではないのかなと思いますので、町民全体への口腔意識の改善ですか、そこも併せてやっていく必要があるのではないのかなというふうに思っているところですので、ぜひ進めてもらえればなというふうに思っております。

続きまして、4の交通のところに行きたいと思うのですけれども、現状移動弱者実態調査は行われていないということです。今年度デマンドタクシー交通計画調査を予定しているというふうに伺っておりますし、今年度予算のときに文教産建常任委員会でもそのようなお話があったかなというふうに記憶しております。そちらの交通計画調査の進捗状況についてお伺いしたいと思います。産業課さん、よろしくお願いします。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

デマンドタクシー交通計画調査でございますが、現在まだ準備中ということで、これから発注予定というふうに予定をしております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 分かりました。予算措置されておりますので、予算消化できるように進めてもらいたいというふうに思っております。

福祉タクシー券お配りしている方であったり、あるいは免許返納はしていないけれども、運転控えされている方もいらっしゃるという話でしたけれども、やはり実数を把握しないことには打つ手は打てないというふうに思っておりますので、まずこの現状把握というのが先んじて必要かなというふうに思っております。今ちょっとこの問題考えているときに、たまたま知り合いとウェブで話す機会がありまして、そうしましたら、その方が自動運転の会社の代表をやっているのだよという話がありました。前からそういうことを言っているなと思ったのですけれども、改めて聞いたら自動運転だということを認識して、その方医療系の会社だったよねと思っていたのですけれども、自動運転の仕事をしているということでした。その方にも遊佐町のPRしておきましたので、今空き家を改修して、宿にするのだよという話をしたら、私も遊佐町の空き家買って事業したいって言っていたので、そのうち来ると思うのですけれども、それはいいのですけれども、その方が雪国の会社で自動運転の研究というか、事業をやられているということでした。なので、積雪時にも雪を障害物と認定しないで走れるのですよというような、そういう技術を持って

いるそうです。別にその会社はいいのですけれども、その会社の話を聞きまして、自動運転とか、ライドシェアですとか、そういった交通弱者支援というのも行っていく必要があるのではないかなというふうに考えまして、そういった導入の可能性についてちょっと考える機会がありました。交通弱者実態調査の実態把握の後には、具体的な行動計画が必要になるというふうに思っておるのですけれども、これについては何か動きがあったりするのでしょうか。この具体的な動きを取るときの主管部署は産業課になるのでしょうか、お伺いします。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

デマンドタクシーの交通計画調査、まずはこれを調査をしないと次の方策というのは考えられないという状況だと認識しておりますが、自動運転でありますけれども、自動運転については、たしか道路の改修も必要になるというふうにも伺っておりますし、多額の費用がかかるというふうに認識をしております。また、ライドシェアにつきましては、日本版ライドシェアですけれども、日本版の場合はタクシー事業者が主体となるというところもありますし、現状の人員、タクシー事業者も今非常に人員確保が厳しい中では、果たして自動運転ですとか、ライドシェア、個人的にはこの町に合うのかどうかというところ、その辺もまだ検証もしておりませんので、もう少し内容も我々も勉強しながら、検証もしてみたいというふうに思っております。現在のところは全く計画というのはございません。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 1 番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） 分かりました。次の手もある程度想定してから実態調査を行わないと、調査して終わりとか、調査して、1年間計画を練ってから、翌々年度に何か考えるみたいになってしまうと思いますので、やはり打つ手、打つ手を先に、先に考えていく必要があるのかなというふうに思っております。

自動運転の話ですけれども、道路の改修は必要という、そういう技術のところもあるのですけれども、私が聞いたところはそれ要らないのだそうでした、道路の改修が必要というのは道路にガイドレールみたいなのを引いて、それを見ながら車が走るパターンですよね。これですと、ここの道路を水道管の工事とかで交通止めになると、もうこの自動運転自体が動かないのですけれども、私が聞いたところはそういうやり方しないので、空間認識しながら行くので、道路にガイドレール要らないし、水道工事とかでこの道路が通行止めでも違うルートを迂回するというのでできるのだそうです。いろんな会社さんがあるようですので、あとはいろいろ国の補助金支援制度もございますので、町負担というのも一定程度抑えられるかなというふうに思っております。こういった自動運転のことについても、今国も熱心に取り組んでいると思うので、支援が手厚いと思うのですけれども、数年たつとだんだん制度も薄くなってくると思いますので、今が攻めどきなのかなというふうに思っておりますので、併せてご検討いただければいいかなというふうに思っております。

ちょっといろいろ話しましたがけれども、最後に西遊佐地区のエプロンサービスについてお伺いします。私2023年の3月に移住してきまして、移住してきて最初に、リハビリ施設が少ないということにまず驚きました。高齢者が多いし、必然的に要介護者も多いのに、リハビリ施設が少ないなど。関東で暮らしていると、リハビリデイとかは結構あるし、訪問看護、訪問リハビリも結構あるのです。私M&Aも取り扱っ

ているので、M&A案件でリハビリデイ、訪問看護、訪問リハビリもよくよく見かけますし、実際にうちの会社で譲り受けた事例も何件かありました。そういうことがあったので、全然よく見かけると思っていたのですけれども、ここに来てあんまりないので、不思議だなと思っているところです。加えて、各まちセンであったりで通いの場というのはすごくやられているなど、いいことだなと思うのですけれども、これ通えなくなったらどうするのだというのは同時に思ったところです。要介護度でいったら要支援2、1ぐらいは全然いいと思うのですけれども、要介護入って1は行けても、2で行けなくて、3以降どうするのだという、そんなふうなところもいろんな場面で見たとというふうに思っております。そうやってきますと、エプロンサービスというのは、通いの場に行っていたけれども、通えなくなって、本格的に介護の制度を利用し始めるという、その空白というか、その間のハブの機能として極めて重要なというふうに思っております。他市町村の団体も視察に来ていらっしゃるというふうに答弁の中ではありましたけれども、私がお聞きしましたところ、令和7年2月時点で48の団体が来られているそうです。先日私が知り合いの鶴岡市議に、こういうのありますよって言ったら見に来られたので、多分今49なのです。49の団体が来られていると。また、外部に出張して紹介したということが10件あったそうです。町長のお話にもありましたけれども、関係人口創出にも多大なる貢献をしているなどというふうに思っているところでございます。このエプロンサービスという取組をもっと町として大きく取り上げるということですか、各地区いろいろやられているのは存じ上げておりますけれども、全地区での展開というところも併せて検討されてはどうかと思うのですけれども、その辺のお考えについてお伺いします。

議 長（高橋冠治君） 渡部健康福祉課長。

健康福祉課長（渡部智恵君） お答えいたします。

西遊佐地区の取組についてでございますが、こちらにつきましては、外部のほうにということではこれまであまり町のほうでは発信はしてきておらないところでございますので、その辺のところ、地域との兼ね合いもありますので、その辺は検討させていただきたいと思います。

あと、ほかの地域への情報の共有というところにつきましては、生活支援体制については社会福祉協議会、コーディネーターも含めてお願いしているところで、毎年6月から7月について、各地域の団体さんを集めた福祉推進委員会、そして区長さんを対象にした推進委員会などでも、年度初め、周知など、チラシなど配らせていただいておりますので、その辺のところをさらにもう少し丁寧にしていきたいかと思っております。また、福祉推進委員会など町づくりの会などとも共催しまして、地域支援などをテーマにしました研修会なども開催しているところですので、さらに各地区、その地区の特色を生かしながらの展開になるかと思っておりますけれども、6地区のほうに広まっていけるように、またいいところはそれぞれ取り入れながらという形でやっていければと思っているところでございます。それを分かりやすくするための介護予防ですとか、そういった生活支援などについてのチラシなどについても今年度少し見やすく作らせていただいておりますので、そちらについても周知のほうを努めさせていただきたいと思います。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 1番、遊佐亮太議員。

1 番（遊佐亮太君） ありがとうございます。いい取組ですので、皆さんにまず知ってもらうということが大事なというふうに思います。いきなり全地区への展開とか、大きく大々的にPRとかまで考え

なくても、先ほどおっしゃっていただいたとおり区長さんであつたりとか、各まちセンであつたりとかに、丁寧にそういうのがあるよと、実際ほかの自治体からこういう受入れがありましたよって、県からこういう表彰をもらっていますよというところを説明するところからなのかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

住み慣れた場所で生活を、人生の最期を迎えるということは、私はこれ人間の尊厳だなというふうに本当思ったのです、現場にいて。だって、私はまだぎりぎりよく分からない方言も何とか聞き取れますけれども、本当ぎりぎり、もうちょっといたら分からないと思うのです。いきなりそういう中で暮らしているところに共通語というの、東京弁というの、の世界に放り込まれても分からないと思うし、周りの方々もいろんな地域から来ているから、もっと分からないと思うのです。ふるさとの小学校の歌とかも全然共有できないし、そうではなくて、やっぱり小さい頃から一緒に生活してきた方々と一緒に年老いていくというのが人間の幸せかなというふうに思っております。移住者なのに何言っているのだという話ですけども、そういうふうに思っておりますので、ぜひよろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わりにします。ありがとうございました。

議長（高橋冠治君） これにて1番、遊佐亮太議員の一般質問を終わります。

11番、斎藤弥志夫議員。

1 1 番（斎藤弥志夫君） 一般質問を始めます。

まず初めに、松くい虫の被害についてでございます。海岸林は、海からの風や潮、津波や高波、飛んでくる砂などから海沿いの暮らしを守るために造られた森林であります。乾いた、養分の少ない海岸の土壌で大きく育ち、森林を造ることのできる木は松のほかにはほとんどないということでもあります。内陸部では、アカマツが荒廃地にいち早く進入して、土壌が流れ出るのを防いでいます。厳しい環境でも育つ松が造る森林はかけがえのない重要なものであります。松くい虫被害、松材線虫病は依然として我が国最大の森林病虫害でありまして、全国の被害量は近年減少傾向でしたが、令和5年度は前年度比127%の約31万立方メートルで、12年ぶりに増加しました。被害が増加した地域における対策は当然のこと、被害が軽微になった地域においても、気象などによっては再び激しい被害を受けるおそれがあることから、引き続き被害に即応した対策を推進する必要があります。松林に甚大な被害をもたらす松くい虫被害は、マツノザイセンチュウという体長1ミリにも満たない線虫が松の樹体内に入ることによって引き起こされます。その線虫を松から松へ運ぶのがマツノマダラカミキリというカミキリムシであります。松くい虫の被害発生のメカニズムとしては、6月頃羽化したカミキリが線虫を体内に入れて木から脱出して飛んで、若枝の皮を食べるときにセンチュウが木の中に入り込んで増殖し、松が衰弱するということです。秋にかけて衰弱した松にカミキリが産卵し、羽化した幼虫は樹皮下で成長し蛹室で越冬します。この繰り返しとなります。5月頃カミキリ成虫が脱出する前に枯れた松を伐倒処理するのは理屈に合っています。防除手法は、薬剤散布による防除と、抜倒駆除、樹幹注入があります。

庄内地域の松くい虫被害発生状況は、令和5年は令和4年の2.5倍、令和6年は令和5年の1.8倍となっていて、高温少雨や高温、切り残しが原因で、急激に被害が拡大しています。このような背景があって、県の森林ノミクス推進課では、限られた予算や人的資源で、将来にわたって庄内海岸林の飛砂防備機能を維持するために、防除対策の重点化と樹種転換を図る必要があるとしています。すなわち重点エリア、ク

クロマツの保全を行う範囲と、準重点エリア、広葉樹への転換を進める範囲に区分し、防除対策の重点化と樹種転換を進めるということです。クロマツ林の保全と広葉樹への樹種転換により庄内海岸林の多様化を進め、多面的機能の維持増進を図ることによって、将来へわたって持続可能な管理につなげるとしています。言わばゾーニングの重点エリアはクロマツ林の保全を最優先とし、準重点エリアは広葉樹林への樹種転換を進めるものであります。オンリークロマツからの転換をしなければならない状況が起こっています。このことについて、町もオンリークロマツから脱却すべきであると考えますが、いかがですか。樹木医、松保護士の方は、林野庁の方針と同じく、庄内海岸林はクロマツの一斉林から、より多様性のある森林へと変化を受け入れる時代が来たと指摘しています。徐々に針広混交林から広葉樹林へ転換し、松枯れのリスクと、経費と労力の軽減を図ってもよいとしています。松枯れは、松材線虫病という伝染病が引き起こすもので、庄内では1979年から被害が続いており、日本の松はこの線虫に対する抵抗力がなく、外来性伝染病であるという社会的な認識不足と被害木の放置で、すなわち感染がある限り被害はなくならないのであります。潜在的な感染木も相当数あり、最も確実な防除法は全量駆除であります。現実的には困難で、防除の空白地がある限り松枯れはなくなり、限りある予算では防除対策の選択と集中が求められます。専門家の見解はこのようでありまして、予算、人材と労働力、ボランティア活動、住民の協力などあらゆるものが限られている中でオンリークロマツを維持するのは不可能でありまして、ゾーニングは当然の帰結であり、林野庁と樹木医の専門家は実を射る主張をしております。町のゾーニングに対する取組はどのようなものか伺います。

次に、DX、デジタルトランスフォーメーションの展望ということで伺います。デジタル田園都市国家構想は、デジタル技術を活用して、地方の個性を生かし、社会課題の解決と魅力の向上を目指す取組であります。この構想は、地方に都市の利便性を、地方に都市の豊かさをという理念の下、全国どこでも、誰もが便利で快適に暮らせる社会を実現することを目指しています。具体的には、東京圏への過度な集中を是正し、地方に住みながらも、都市と同等の情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、持続可能な経済社会の実現を図るものであります。デジタル実装の取組を支援する交付金も設けられておりまして、各地方自治体の意欲的な取組を支援することになっております。交付金は、大まかにデジタル実装タイプ、地方創生拠点整備タイプ、地方創生推進タイプ、地域産業構造転換インフラ整備推進タイプの4通りがありまして、6年度は1,735億円でした。遊佐町での交付金の活用状況について伺います。

町がDX化を進めるに当たりまして、町民サービスの向上と業務の効率化の実現に向けて5つの基本方針を定め、推進することとしています。デジタル技術を活用した便利で快適な町民サービスの提供、デジタル化による行政運営の効率化、誰一人取り残さない人に優しいデジタル化、徹底的な安全性の確保、職員の意識改革と人材育成であります。ただし、デジタル化施策の実施には大きなコストを要するものもあることから、投資対効果の検証を十分に行いながら実施していくとしていますが、これまで町が取り組んできたデジタル化推進は、費用対効果の検証はどの程度なされておるのでしょうか。

ICT推進室の役割は、デジタル役場実現に向けて意識改革、仕事改革、働き方改革を一体的に推進して、DX推進に必要な費用と見込まれる効果を整理し、調整機能を果たすとあります。重点取組事項として、1番の自治体フロントヤード改革の推進から、17番のデジタルを活用した企業誘致、産業振興まで、

なかなかボリュームがあります。6番のテレワークは、働き方改革の切り札であって、推進するとしていますが、現実的でない面があるようだし、具体的な内容はどのようなものですか。8番の情報格差、デジタルディバイドを解決して、誰一人取り残さないデジタル社会の実現を目指すとしていますが、取り残されている人が数多く見受けられます。対策はどのようなものですか。17番のデジタルを活用した企業誘致、産業振興で農業や林業のデジタル化を積極的に推進し、担い手不足解消を検討するとあります。農業関係のデジタル化について、どのように考えるかを伺います。

以上、壇上からの質問といたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、11番、斎藤弥志夫議員の質問に答弁させていただきます。

まず1つ目、ご質問の松くい虫被害への対応について答弁させていただきたいと思います。庄内地域の松くい虫被害は、昭和54年に初めて確認されて以来、伐倒駆除及び薬剤散布により被害対策を実施してまいりましたが、令和6年12月末には過去最大の被害量となり、町内の海岸林で約4万本、庄内地域全体の海岸林では約18万4,000本の被害木が確認されております。これまでの庄内海岸林の松くい虫被害対策は、全量駆除を前提に行われてまいりましたが、ここ数年の被害量の増加に伴い、予算や人的資源が限界に達してきてしまっております。昨年度、国、県の行政研究機関、教育機関、有識者、森林ボランティア団体などでの協議が進められ、2月の庄内海岸林松くい虫被害対策強化プロジェクト会議におきまして、これまでの松くい虫被害木の全量駆除の方針から、限られた予算と人員などを保全上重要だと選択されました区域に集中させることにより、クロマツ林の保全と広葉樹林への転換を戦略的に進める方針に変更いたしました。効果的かつ持続可能な森林管理を実現することを目指し、松くい虫被害対策におきます選択と集中の方針に基づきまして、今後は新たにゾーニングによる海岸林保全に取り組んでいくことになりました。このゾーニングでは、海岸林を重点エリアと準重点エリアの2つの区域に区分し、クロマツ林の保全を行う範囲、または広葉樹林への転換を進める範囲にそれぞれ区分させていただいております。町内の重点エリアにつきましては、海岸から国道7号線までの区域、また西浜キャンプ場や遊ぼっと周辺など、文化的、歴史的背景を持ち、地域で保全活動が行われている松林を設定し、松くい虫防除を最優先させていただいて、薬剤散布や伐倒駆除などを徹底的に実施してまいります。準重点エリアにつきましては、国道7号線から県道吹浦―酒田線までの区域を設定いたしました。広葉樹林への樹種転換を進めながら、松くい虫被害木の伐倒駆除、薬剤散布などの防除事業を進めてまいります。ゾーニングの方針は、まだ決まったばかりでありますので、町といたしましては、当面は国と県の補助事業、町単独事業によりまして、予算の関係はございますが、できるだけ全量駆除を目指していきたいと考えております。

なお、このゾーニングを受けて、県では山形県松くい虫被害対策推進計画を修正する予定でございます。その計画に基づき、国、県、町が一体となって防除対策を実施していく必要があります。海岸沿いとなる重点エリアについては国有林が多いですし、町の事業についても、国の補助が必須でありますので、国に対しても、事業の確実な実施と補助の拡大の要望を今までどおり一生懸命していきたいと考えております。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきます。2つ目の質問でございますDXの展望についてお答えさせていただきます。国では、2023年12月にデジタル田園都市国家構想総合戦略を策定し、デジタル技

術を活用して地方の社会課題を解決し、全国どこにいても便利で快適に暮らせる社会の実現を目指す方針を打ち出しまして、その実現のため、デジタル田園都市国家構想交付金を活用しました地方創生の取組を推進することとしております。現在は、デジタル田園都市国家構想交付金を引き継ぐ形で令和6年12月に新しい地方経済・生活環境創生交付金が創設されておりまして、そのメニューの一つとして、デジタル技術を活用しました地域の課題解決や魅力向上に資する取組を支援するデジタル実装型が設けられております。国の令和7年度予算といたしましては、前年度の2倍となる2,000億円が交付金全体で措置されているところでございまして、地方創生の取組が期待されるところでございます。この遊佐町におきましても、これまでのデジタル実装の取組といたしまして、令和6年度に除雪管理システム導入事業を実施、今年度はキャッシュレス決済に対応したPOSシステム対応レジを導入いたします窓口セミセルフレジキャッシュレス決済導入事業、こちらが交付金の採択を受けました。様々な行政分野での活用が期待されることから、関係各課へ情報提供を行わせていただき、積極的に交付金を活用し、行政サービスをはじめとして、地域内におきますデジタルの取組を一生懸命推進してまいりたいと考えております。DX推進計画につきましては、次世代人材育成、減災防災対策、デジタルディバイド対策が柱としてございまして、それに基づき事業を進めております。昨年の水害では、LINEでの情報提供が大きな効果を発揮しており、現在では2,500人のLINE登録者の方が存在しております。また、デジタルディバイド対策として開催しているスマホ道場では、3年で延べ2,000人を超える方々にきめ細かく対面で対応させていただいており、非常に人気のある事業となっております。加えまして、次世代人材育成事業といたしまして、教育版マイクラフトを使ったプログラミング教室や遊佐小学校でのクラブ活動支援としてのプログラミング教室なども行わせていただいております。このように、町民サービス向上のために10代から90代までの幅広い年齢層を対象に事業を実際行わせていただいておりますが、効果の検証方法や数字を出すことが難しいものも多く、数値としては評価ができていない現状もございます。

続きまして、農業関係のデジタル化についてのご質問でございましたが、県ではつや姫、雪若丸、はえぬきなどの生産におきまして、米の安定化や適正な栽培時期の指標として使用できます人工衛星に専用の測定器を載せて地球を調べる衛星リモートセンシング、WeGISを活用した育成診断技術でありますスマートつや姫の普及に取り組んでおります。これは、農業者がスマートフォンやパソコンからスマートつや姫というアプリに接続し、ウェブ上の地図に自らの田の作付や品種、作付の日時などを入力することで、衛星写真や農業気象データなどを活用し、追肥時期、穂が出る時期や刈取り時期などの予測をしてくれるものでございます。農業者の皆様がスマートフォンやパソコンで容易に作業時期を把握することができ、労力の軽減、誰もが高品質で安定した米づくりに取り組むことができ、新たな若い方や農業に興味を持つ方の担い手の確保に必ずつながるものと思われまます。

町単独事業といたしましては、具体的な検討はまだ進んではおりませんが、今後も国や県の農業関係の補助制度にもしっかりと注視し、農業のICT化、スマート農業について、農業者の皆様に適正適時情報提供を迅速に行ってまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） まず、松くい虫関係ですけれども、毎年使っている防除の予算がかなりの金額

になっております。行政報告書にも出ているものですが、令和5年度の行政報告書では、6年度までできませんので、私のデータというか、数字は令和5年度のものになります。5年度の行政報告書では、松くい虫の防除、伐倒駆除と薬剤散布の2区分あるのですが、合計で松くい虫対策としては9,382万円の事業費がかかっております。合計で9,382万円の事業費であります。そのうち国と県の費用が1,650万円、残りが町費ということになりますので、町費が7,732万円であります、令和5年度で。私は、これ見たとき驚きました。こんなに使っているのかと思ったのです。松くい虫対策にです。しかも、この松くい虫対策は、毎年のようにやっているわけです。やっても、やっても、切りがないと、このような使い方をしている対策費であります。町の町費が7,732万円です、令和5年度で。全体の費用の82.4%が町の支払いというふうになっております。よく国や県の補助金とか、そういうものもいただいていると、もちろんそうなのですが、全体の割合からいくと、どちらも合わせても割と小さいのです。やっぱり町の持ち出しがかなりの部分、82%もあるので、これは町にとっても重荷と言ったらなんですけれども、そんな状況になっているのではないかと私は思います。実際このくらいの予算を使いながらも、松くい虫の被害が収まらないわけです。毎年同じようなことを繰り返しているのは、予算を効果的に使っていないようにも見えるのですけれども、いかがでしょうか。毎年毎年繰り返しやっているわけです、この辺は。そして、県の森林ノミクス推進課、それから樹木医の松保護士の専門家、あるいは林野庁のどれも限られた予算や人的資源で防除対策の重点化と樹種転換をして、松枯れのリスクと経費と労力の軽減を図ってもよいとしております。こういうふうなことでございまして、そうしないと対応できない状況になっています。クロマツだけの林は、見かけはきれいで立派なのですが、生態系が弱いということは前から指摘されております。佐藤藤蔵さんが始めたと言われているこの記録的なクロマツの植樹でございましたけれども、A、B、Cくらいのゾーニングを行って、適正な管理をする時代が来たのではないかと、このように思います。できる限り私は早期にゾーニングの区分を明確にすべきであると思います。そうしないと、もう何でもかんでものべつ幕なし、これまでどおりというふうなことは、今町長の答弁にもありませんでしたが、そんなふうな気持ちで全量駆除を目的にしてこれからもやり続けるのだと、こういうやり方はもう過去のものではないかと私は思います。私は、佐藤藤蔵さんが偉大な方だと、それは常々そう思っております。非常に立派な方です。遊佐町に四大祭、4つの祭りありますけれども、私は地元の人間だから言うわけではありませんが、佐藤政養か、それ並びには評価される人ではないかと、このように思っているわけでございます。そんな事情もありまして、できるだけ早期にやるというゾーニングを、それで国とか県からの方針としても、ゾーニングの区分とか、それは示されると思いますけれども、私は町独自のゾーニングのラインとか、そういうものもあってもいいのではないかと思います。町ではここをこういうふうにしていきたいのだと、そういう範囲があっても自然な流れだと思いますし、ぜひそのようにしていただきたい。そして、できるだけ早期に区分けをしてもらいたいのです。そうしないと、それほど松を残さなくてもいいようなところといいますか、そこもいつまでも残ってしまうということになるわけです。要するに防除費用がずっと余計かかり続けるということになるわけなので、佐藤藤蔵さんには失礼ですが、立派な方ではありますけれども、その当時の思想というのは、今はもう少し変わってきたのだと、完全にこういう時代に入ったと私は思います。かつて山の松くい虫関係で西遊佐の佐藤豊昭さんという有名な方いらっしゃいましたが、今は失礼ですが、お亡くなりになりましたが、あの人も砂丘地砂防林では、遊佐のクロマツは

町木だと、だから町木でいくのだと、松くい虫対策は、このようなことを非常に力説されてきた人でありました。私は、その思想は非常によく分かりますが、現実問題として、それがもうできなくなってきたのだということを明確に考えるべきだと思います。実際予算だけの問題ではありません。ボランティアに来る人方もそうなっています。砂丘地砂防林、私時々行くことあるのですけれども、今はある程度まで人は集まっています。しかし、もう5年、10年たつと、この中で半分くらい残るんだかやみたいな、そんな話も出るくらいのことなので、結構ボランティアも今と同じようにやれるわけではないということなのです。そういう事情もあるので、私はゾーニングを早くやってもらって、もうある程度混交林にするならば、そういう形の姿勢で取り組んだほうがいいのではないかと思います。もう正直言いまして、全部のクロマツを隅から隅まで面倒見るといって、管理するのはもはや不可能な時代になったと、このように思っています。そのようなこともありまして、この辺について答弁をいただきたいと思っています。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

まず初めにですけれども、これだけ予算を使っても収まらない、本当に効果があるのかというようなご質問もございましたが、松くい虫の被害につきましては、減少傾向にあった中から令和5年度、令和6年度が特に増えたというところで、令和5年度、今議員おっしゃられたとおりの金額かと、手持ちがないのであれですが、令和6年度については、1億円を超える防除費用がかかっております。令和4年度までは非常に減少したところでありましたので、特に令和5年度、6年度が今予算的には目立っているという状況であるのは確かではあります。これまで町は取組は、全量伐倒駆除また薬剤散布、取り組んできたわけですが、ラジヘリ散布につきましては、約20年前、国のモデル事業、現在は補助事業というふうにはなっておりますけれども、当時まだ国で正式に認められていない防除を初めて遊佐町で取り組んできたというところ、決してこれまでの取組は私は全然無駄ではないというふうには思っているところであります。他の地域に比べて遊佐町の松くい虫被害は抑えられてきたものだというふうには認識をしております。ただし、町がこの海岸林の松林を全量やっているわけではなく、これまでもいわゆる普通林の部分は町、保安林の部分は県というふうなすみ分けもしてきたところでありますので、100%全量例えば被害木を全量伐倒駆除できていたかという、そういうわけではございませんので、当然切り残しとかがあったわけですので、そういう面では全部町は全てやってきましたというふうには強くは言えないところはありますけれども。

それで、もう一つ、ゾーニングの件のご質問もありました。ゾーニングについては、先ほど町長答弁で申し上げましたとおり、考え方としては、これから町のほうもゾーニングという考え方で進めていくというところは間違いなくあります。しかしながら、ゾーニングの考え方という広葉樹林化、いわゆる混合林化ということでもありますけれども、混合林化はこれから、現在も広葉樹林帯にあります。これから広葉樹林化、混合林化というのをしっかりと成長させていかないと、松くい虫防除事業をもうやめてしまえば、もう一気に松が全部なくなると。そうなったときに、今生植している広葉樹だけで果たして砂丘林を守れるのかというふうに私は疑問に思います。そういうところという、県、町の補助をいただきながら、町としてはまずはできるところまで松の木を、クロマツを守っていく、それと並行して混合林化を進めていくという形でないと、予算のことがありますけれども、予算がかかるからということで松くい虫防除をや

めるということであれば、本当にもう数年で恐らくなくなるのではないかというふうに思いますので、そのときにいわゆる広葉樹としてまだ海岸林として機能しない状態であれば、それはもう想像を絶するような状況になるかと思いますので、そんな考えているというところであります。

以上であります。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） どれもこれも、例えば樹木匠の専門家の方とか、林野庁、それから県の森林ノミクス推進課、どれも同じような考え方をしています。というのは、人材とか労力、そういうものがやっぱり限られているのだと。しかも、前より人を集めたりするのが容易でなくなってきていると、そういう事情もあるわけです。だから、なおさら私はこういう考え方も出てきたのではないかと思います。これは何もこの町に限った話ではなくて、林野庁の方針なんかちょっと読んでみると、全国的な方針のようです。ある程度区分を決めてやっていこうみたいな、そういう傾向があるので、ぜひ遊佐町も私は早くこういうゾーニングをやっていただきたいなと思います。それが結局、課長の言うとおりで今までやってきたようなことをある程度やらないと、今も健全なところも大変な状況にすぐなると、それはもっともな話だと思いますけれども、ゾーニングを早くやっていただいて、あまり労力の無駄などが出ないような形で、予算も何ぼでも使ってもいいのだみたいな、そういう形ではもちろんないでしょうけれども、その効果が消えていくみたいな、そんなふうにも見えるので、あんまりそういうこともないようになりたいなと思うところであります。

次、デジタルですけれども、このデジ田の総合戦略を策定する上ではK P Iというロードマップ、工程表を位置づけるとしていますが、遊佐町ではこのデジタル関係の仕事関係でK P Iというものを実際に設定しておるのでしょうか。そして、ロードマップというのは工程表というふうなことから、これはK P Iを実践していくための一つの方式のようなものではないかとは思いますが。K P Iとは、キー・パフォーマンス・インジケータと呼ばれる重要評価指標のようですけれども、K P Iは中間目標として設定される場合が多いようです。中間的な目標を設定することで、最終目標K G I、キー・ゴール・インジケータを達成しやすくなることはあるので、K P Iを設定することは、ロードマップを確実にする上で効果的であるというふうに考えます。一般的に言われる言葉、このK P Iを設定するメリットとしてはどんなことがあるかといいますと、最終目標を達成するまでに必要な道筋が明確になるということがまず1つです。それから、共通認識を持てる。それから、P D C Aを円滑に回しやすくなる。それから、適切な評価につながる。育成の目標になるというふうなことが普通は言われているのですけれども、場合によって、K P Iそのものが修正が必要なときもあるということでございます。このようなものを設定しながら、デジタル関係の私は仕事に取り組んでいただきたいと思うのですけれども、K P Iというものを役場では実際設定しながらやっているのかどうかを伺いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） K P I、中間目標とか今ございましたけれども、総合戦略においてそれぞれK P I、目標値を設定して、その目標値を達成しているか、していないかの検証も含めて毎年実施して、K P Iを設定してやっているとは私は理解しております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） K P Iを設定しながらやっているというふうなことでございまして、そのやり方は私は正しいと思います。

そして、役場内の事務の効率化ということも言われているようですけれども、どうも我々から見ると、役場内のどこがどういうふうに、このデジタルを使うことによって効率化しているのかということがなかなか分からないのです、実際。私の頭が悪いのかもしれませんが、なかなか分かりにくいので、その辺ある程度具体的に、今までの事例を通してちょっと説明していただけないかと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） まず、事務の効率化ということで、今デジタルトランスフォーメーション、D X推進計画ということで昨年度作成しまして、まずその計画に基づいて、これから事務の効率化も含めて考えていくというようなことで今取り組んでおります。事務の効率化ということで、先ほど壇上の答弁でもございましたけれども、除雪管理システムの導入だとか、セミセルフレジのキャッシュレス決済導入だとか、そういったものにも当然取り組んでいる状況ではございますし、町の内部だけでなく、町民の方々の分も含めてこのD X計画に盛り込んでおります。これも3か年、D Xというと数年で環境が変わる可能性がありますので、まず差し当たり3か年の計画ということで立てまして、行政だけでなく、広く町民にも、町民の分も含めてこれから検討していくということでございます。それも含めて町の事務の効率化、あと働き方改革も含めてこれから検討していきたいと思っておりますし、昨年N T T東日本の伴走支援も受けましたので、それでこのD Xの推進計画をブラッシュアップしていただきましたので、まずこれの計画に基づいて進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） それで、町の目標として、重点的な取組事項として、K P Iについてはある程度導入しながらやっているということなので、それはそれで私はよかったと思います。また、町の重点取組事項としては、6番のテレワークというふうにも一応書いておりますけれども、テレワークはほとんどやられていないのではないかと思いますのです、実際問題として。それで、あまりなじみのないことではあるけれども、これが働き方の改革の切り札とかって書いてあるわけですからけれども、どういうふうに、どこでこのテレワーク的なことが行われているのか、私はちょっと見たことないので、伺いたいと思います。

議長（高橋冠治君） 鳥海総務課長。

総務課長（鳥海広行君） テレワークということについてなのですが、テレワークについてちょっと説明させていただきますけれども、I C Tを利用して、いわゆる情報通信技術、それを利用して自宅や施設などを就業場所にできるという働き方のことでありまして、勤務場所が限定されていないため、ワーク・ライフ・バランスの実現や移動時間、あと交通費のコスト削減の効果があるというようなことがテレワークの定義ということになってくると思いますが、私記憶しているのがコロナのときに一部の部署において、やっぱりコロナに感染してしまって、家で何とか業務できないかということで、I C T推進室とも協力して、一部の部署においてだったので、家にいながら何とか業務するような方向で考えたときもありました。ただ、やっぱり役場の業務自体がテレワークにそぐわないのではないかと

ような、そのときの話し合いで、例えば皆さんが家にいて、テレワークしていて、役場に誰もいなかったでは全然話にならないわけで、そういったことも含めてテレワークは役場の業務にそぐわないのではないかなというふうなことでそのときは話し合いなされた記憶がございます。ただ、今後働き方改革も含めてテレワークの導入について、検討していく必要もあるのかなと。ただ、それは部署によってやれる場所が限られてくるのかなとは考えております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） なるほど。テレワークについては、コロナのときにやったことはあるけれども、あまりなじまないようだ。課長の説明のとおりだと思います。そのときはまず仕方なくそういうふうなこともあったということで、ただ今はあまりなじみがないようだということは確かだと思います。

それから、先ほど私農業関係のデジタル化についても少しだけ伺ったのですけれども、これも便利なことは便利なのでしょうけれども、これを取り入れることによりまして、何でもそうなのですけれども、何か新たなことをやる場合は必ず初期費用がかかります。初期費用がかかるのです、もちろん。これをするのと農家の皆さんがその費用を出費するというか、形になるのではないかなと思うのですけれども、そういうことも含めてデジタルというふうなことを進んでいくというのは、私はもろ刃の剣のような気がして見ているのです。それをやって悪いという話ではないのですけれども、本当に効果的にやればいいのでしょうか。けれども、私は個人的にあんまりそういうのは見たことないもので、私のほうの集落にも、いろいろ田んぼ集めて30町歩くらいもやっている方もいらっしゃいますけれども、デジタルなんてほとんど無縁なのです。その人の場合はほとんど無縁で、従来どおりのやり方で、大型のトラクター、80馬力のトラクター持ってきたりしてやっているのです。従来どおりのやり方でやっているのです、まさに。それでもう十分やっているということなのです。そういうところに持ってきて、無理やりというわけでもないでしょうけれども、デジタルを進めましょうというふうなことでやっても、私は現場になじむのかなというふうな気がするのです。本当になじんで、誰もがそれを取り入れるであろうというふうなことなら、本当にいいですよ。しかも、農家が初期費用を払っても、そういう形で進んでやっていったほうが生産が上がるとか、合理的だとかということであるならば、それでいいと思うのですけれども、私もある程度は米にかじってききましたけれども、よっぽど大変な話だなと、個人的にはそんなふうに見ていますので、デジタル化を進めるのはいいのですけれども、本当まさか初期費用の分まで行政で面倒見てくれるわけではないでしょう、いろんな意味で。それであれば多少は違ってくるのかなとも思うのですけれども、そういうことも多分ないでしょうし、現実的にそれが浸透して、全部オートメーションのような形でやるみたいな、かなり無理があるのではないかと思います。それで、やっぱりパワクロ、今普通のように使っていますけれども、実際田の状況が悪いところはパワクロもぬがったりするのです。これが実際あるので、途中でパワクロぬがってしまったら、もう仕事パーになりますよ、途中で。そんなこともあるので、これはとっぴな話かもしれませんが、そういうこともあるので、デジタル化を進めるのは私決して悪いとは言いませんが、現場をよくよく見てもらって進めたほうがいいのではないかと、このように思うのですけれども、中央の役所の言いなりになるような形で農家の皆さんに宣伝するような形でどうだ、どうだと、こういう形は私はちょっといかがなものかという気がして見ているのですけれども、その辺の取組についてはどうでしょうか。

議長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

今議員おっしゃられたとおり、町のほうで国から来ているものですか、県も進めているものについて、遊佐町の農家の皆さんに強く推し進めるといようなことはしておりません。先ほど町長答弁の中でご紹介したスマートつや姫でありますけれども、何年間も今実証しておりまして、その費用については、農家は基本的にはかからない。アプリを入れるだけでありますので。県と町が、今年度は県が全て拠出してありますが、これまでも県と町がいろいろ負担金を拠出して、そのシステムを入れる準備を進めてきたところでありました。先ほど品種紹介をしましたが、つや姫と雪若丸とはえぬきということで、実は議員もご承知のとおり、遊佐町の開発米の多くは今その品種ではありませんので、それがなかなか使えないというところもあります。このスマートつや姫の導入ですけれども、後継者不足、担い手不足という中で、やはりそのノウハウですとか、しっかりと最初、初期の入力をすると、しっかりと肥培管理とか全部できるというシステムでありますので、農家歴が、いわゆる新規就農の方でも、そういう適期が全て分かるということで、県のほうではつや姫を中心に推しているというような内容であります。今後町に合ったようなものが出てくるようであれば、それは紹介をしていくという、あくまで導入するのは個人の判断、そのときに何かしら町の補助等が必要であれば、そのとき検討したいというふうには思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 答弁する皆さんのほうに農業のプロであります農業委員会の会長がいらっしゃいますので、この農業関係のデジタル化について、プロの立場からどのように御覧になっているか伺えればと思います。よろしくお願いします。

議長（高橋冠治君） 佐藤農業委員会会長。

農業委員会会長（佐藤 充君） 分かる範囲でお答えします。

情報提供ということで、デジタル化ってありましたけれども、前も斎藤弥志夫議員も農業委員会いたときに韓国に行ったときがあると思います。韓国行った、ありますけれども、あの韓国行ったとき、パブリカの研修行ったわけです。あのときパブリカの研修場が町民体育館ぐらい広いところでありまして、上のほうもスマホで一つで上がったり、閉めたりするのがあったことを覚えております。

それから、今ドローンとかあります。それで、ヘリ防除なんかも除草でやって、虫関係を防除しますけれども、田植なんかはドローンでやっている光景があります。これから増えてくるのではないかと思いますので、そういうことも一つのスマート農業かなと思っております。

それから、今の情報でありますけれども、上戸のほうで基盤整備やっています。聞いた話なのですが、田んぼに給水栓を入れたり、出したりしました。それをスマートフォンでやるような技術があると聞きました。それがあると。

それから、草刈り、農家とすると一番草刈りが大変であるので、その草刈りをデジタルで、よく最上川で刈っていますけれども、あれでやる技術が今田んぼのほうに、1割2分、45度まではできますという、ただ値段がちょっと高いのですけれども、農家の場合は一番草刈りが大変だということで、そういうのが出てきていますけれども、コロナのときにコンピューターがないということで、かなり遅れているとは聞

いておりますけれども、今出ているなんて言われます。

それから、農業委員会のほうでは、伊原ひとみさんも団員のときあるのですけれども、タブレットで、例えばこの月光園のところに何かあるとします。タブレットで指すとそこに行くようなシステムが、前の太田……今課長になっていましたけれども、そのときのありますけれども、番地を入ると、そこに押すと行けるような格好になって、航空写真でなくても撮れると。そこで耕作放棄地がないか確認して、それをタブレットでばちっと押すとランプ変わって、ここはこうですよというのが、今そういうデジタルありますので、こういうのも農業委員会で活用しているということでもありますので、参考になればいいのですけれども、よろしくお願いします。

議 長（高橋冠治君） 11番、斎藤弥志夫議員。

1 1 番（斎藤弥志夫君） 農業委員会の会長、どうもありがとうございました。なかなか具体的で、私が知らないことをいろいろおっしゃっていただきましてありがとうございます。デジ田についても、できるだけこれを積極的に採用されるように申請を出していただいて、もう少しちょっと我々や町民の皆さんに分かりやすいような形で、デジタルをこういうふうに使っているのだというふうな形で説明していただければ後々ありがたいと思います。そのような形でよろしくお願ひしたいと思います。これで私の質問を終わります。

議 長（高橋冠治君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

3時20分まで休憩いたします。

（午後3時04分）

休

憩

議 長（高橋冠治君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

（午後3時20分）

議 長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6 番（本間知広君） 私の次の7番議員が5時までに終われるように、頑張って簡潔に質問したいと思いますので、よろしくお願いします。

まず、すみません、簡潔になんて言いながら、いきなり毎朝の話で、熊出ておりまして、大変な被害が出ているということで、早く落ち着いてほしいなと思ったり、あと今日も西のほうでは大雨ということで、また梅雨が近づいてきておりまして、本当に昨年のようなことがなければいいなと祈るばかりであります。ということで、私のほうから通告に従いまして一般質問をいたします。

今回は、日沿道開通遅延による新道の駅への影響はということで質問いたしますけれども、日沿道の酒田港から遊佐の区間が事業化決定したのが平成21年であります。それを受けまして、「道路が来る！？どうする遊佐町」というシンポジウムが遊樂里で行われました。私も参加をいたしました。これは、当時新潟から秋田まで道路が開通した場合、いわゆる高速道路的にいうとサービスエリアとかパーキングエリアとか、要は休み場所が全くないと。もしそういう目的がある方は、道路を降りて地元のそういったところを利用してくださいますと、そういう考え方でありましたので、要するに道路沿いに休憩する場所がない、ト

イレもないということでもあります。これが発端というか、話の始まりでございました。高速道路開通により心配されたのがいわゆるストロー現象、高速道路を使ってどんどん外に人が出ていってしまうのではないかとことが懸念をされました。それを防ぐためにということもありますし、また高速道路が開通することによって地元がその恩恵を受けるといいますか、逆に高速道路を使って町に来てもらえるようにということで考えられたのがいわゆるP A T構想であります。このシンポジウムなり、その後何回か勉強会を行いながら、遊佐P A T計画検討委員会というのを立ち上げまして、平成27年度に遊佐P A T基本計画が策定をされました。当初は、いわゆる高速道路にあるサービスエリアとかパーキングエリア、道路からずっと入って出られるみたいなイメージといいますか、考え方といいますか、そういう施設のイメージであったというふうに記憶しておりますけれども、その後勉強会重ねる中で、国からいわゆる直轄、日沿道にはいわゆるS A、P A的なものは設置をしないという計画であったということもあって、いわゆるそういういった概念から、だんだん道の駅を近くにというような考え方にシフトをしていったように思っております。それで、高速道路自体のその後工事がもうなかなか進まない状況が、皆さんもご存じのとおり何年か続いている中で、いわゆる道の駅といいますか、P A Tの計画自体がトーンダウンをしてしまったというような状況だったのかなというふうに思っております。

それで、ようやくというか、突然といいますか、令和元年度に国のほうから、8年度中に秋田県境区間を含めて全線開通の見通しということで発表されたわけであります。令和2年12月に遊佐比子インターチェンジ、令和6年3月には遊佐鳥海インターチェンジと順調に道路が開通していったことは皆さんご存じのとおりであります。その間、いわゆるトーンダウンしていた間、さきに平成27年度に策定した計画にはほとんど手がつけられていない状態であったため、改めて「道路がきた！！やるぞ遊佐町！！」ということでフォーラムを開催をしております。それで、計画を練り直すというような作業に入ったわけあります。その結果といいますか、いわゆる当時国から出された遊佐鳥海インターチェンジの図面、計画というのは取付け道路が道路の西側にございまして、切られておりまして、これはいわゆる今のP A Tの計画とは真逆の計画でありましたので、そういったことですか、施設への出入り、それが一般道へ出ないうちに何とか施設に入る、出入りができるようにできないかというところであったり、そういったことを、その計画を練り直す間にそういったこともクリアをしながら、現在の工事に至っているわけであります。

しかし、先ほども少し冒頭で申し上げましたとおり、去年の7月に大雨災害が発生をいたしまして、その影響で当初の高速道路の予定が変更になりました。6年12月に、県境部分の開通時期の見直しが発表されたわけであります。この計画というのは、そもそも日沿道が県境部分も含めて全線開通をするということが前提になっております。要するに計画、全線開通に合わせたスケジュールで、建設、開業もそれに合わせたスケジュールになっているものであります。その開通の予定がずれ込んで、新たな開通時期というのはまだ示されていないわけであります。ただ、吹浦のインターチェンジまでは8年度中に開通するという旨のようです。いずれは県境部分も開通になると思うのですが、それまでは少なからず当初とは道路環境にずれが生じることは否めないというふうに感じております。吹浦インターチェンジまで部分開通となりますと、今の既存の国道7号の利用頻度など、全線開通とは状況が変わることが予想されます。日沿道の状況にかかわらず、そういった部分開通にかかわらず、予定どおりP A T計画というのは、新道の駅の予定というのは計画どおり進めていくようでありますけれども、このような状況で開業した場合ど

のような影響が考えられるかということを伺いまして壇上からの質問といたします。よろしくお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 松永町長。

町長（松永裕美君） それでは、6番、本間知広議員のご質問に答弁させていただきたいと思います。

ご質問のとおり、遊佐パーキングエリアタウン新道の駅整備につきましては、日本海沿岸東北自動車道の秋田県境区間全線開通を見越して計画を進めてきたところでございます。これは、日沿道が開通することで、国道7号の道路交通量が一定程度日沿道に転換すると想定されまして、現在の道の駅鳥海ふらっとの利用者の方たちが減少すると予想されることも一因としてあります。昨年12月に国土交通省東北地方整備局酒田河川国道事務所様より、日沿道遊佐象潟道路、（仮称）吹浦インターチェンジ―小砂川インターチェンジ区間において、開通予定時期の見直しが発表されました。当初開通予定でありました令和8年度末時点では、酒田方面からの交通は（仮称）吹浦インターチェンジが終点となりまして、反対に秋田方面からの上り線は（仮称）吹浦インターチェンジが起点となっている見込みでございます。新道の駅は、遊佐鳥海インターチェンジ隣接地に整備を進めております。計画どおりに令和9年度初頭に開業を迎えたとして、県境区間の全線開通はしていないものの、遊佐鳥海インターチェンジの前後区間は供用している状態となっていることを踏まえまると、高速道路を利用した新道の駅へのアクセス経路はしっかり確保されているものと想定しております。魅力的な道の駅が移転整備されることで、多くの方々がこの遊佐町に訪れるものと確信しており、全線開通時には記念イベントを打ち出すなどの営業戦略も考えられます。まずは、計画どおり令和9年度初頭の開業を目指して進めてまいりたいと考えております。

壇上からの答弁は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） 供用が始まっているので、影響がないという認識のようであります。これもちょっとまた繰り返しになりますけれども、昨年12月に県境部分の開通時期というのが見直しされまして、令和8年度までは吹浦までは開通する見込みだということであります。吹浦インターチェンジの場所についてですけれども、車を走らせると何となく大体分かるかなというところなのですけれども、秋田に向かって月光川渡ってぐっと登っていくと、しばらく行くとちょっと開けた場所がありますので、大体あの辺りなのかなと。行くと何となく分かると思いますけれども、いわゆる7号線に本当に近い、すぐ7号線。遊佐のインターチェンジは、丸子の遊佐鳥海を除くと全部7号線沿いにありますので、比較的乗り降りしやすいところにあるわけでありますけれども、そういうところにあるのだろうなというイメージであります。

終点、起点という文言がありました。酒田港から比子までつながったときに、一時終点、起点だった時期がありましたよね。そのときにどうやって供用したかということ、側道脇に、上下線通れるように側道を造って7号線に出られるようにしておりました、たしか。これ何でかなと思ったら、そもそも遊佐比子インターチェンジというのは、今だからあれですけれども、秋田方面に乗って、酒田方面に乗れるという、そもそもそういうインターチェンジ、ハーフインターの造りであります。要は要するに側道を造って対応しないと供用できないという造りなのです、何となくちょっとイメージしづらいかもしれませんが。てっきり吹浦もそういうふうになるのかなと思って、余計なお金がかかってしまうのではないかと勝手に

思っていたのですけれども、吹浦は比子と逆であります、そもそもが。秋田方面から乗れて、酒田方面から来ると降りられる、そもそもそういうインターチェンジなので、普通に造れば、比子のようにお金をかけて側道1本造る必要がないわけであります。何が言いたいかというと、吹浦まで開業したときに、いわゆる要するに吹浦のインターがこういうふうになるのですよ、出来上がりの状態で供用が開始をされるのかというところなのですけれども。質問の意味がお分かりかどうか、要するに比子のようにちょっと細工をするのか、ハーフインターの方向的に細工をしなくても、7号線につなげば出入りができるわけでありますので、要は余計なものを造らないで、そのまま吹浦のインターができて、その先が点々なのかというところをお分かりであればお聞きをしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

なかなか言葉で言うのは難しいといひましようか、イメージしていただくのが難しい感じはするのですけれども、ご質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。まず、吹浦インターの部分のお話になりますけれども、ちょっと遊佐比子インターの暫定供用時、暫定供用したときの遊佐比子インターのようなイメージとなると把握をしております。その吹浦インターチェンジの場所、位置になりますけれども、おおよその位置といたしましては、国道7号を北に進みますと、西浜集落を越えて、月光川大橋を渡って、その先の物見跨道橋をくぐった先の辺りって言ひていいのでしょうか、跨道橋をくぐった先の辺りに（仮称）吹浦インターができるというふうに聞いておりますし、国道7号からアクセスしやすい形状で取り付くといったお話を承っております。なお、議員がおっしゃいましたとおり、（仮称）吹浦インターチェンジですけれども、計画当初からもともと酒田方面へ乗り降り可能なハーフインター方式で計画をされているということでございますので、令和8年度予定の暫定供用時と高速道路が延伸した最終の形態、全線開通した場合であっても、インターチェンジの形状が大きく変わらないと認識をしておりまして、余計な予算はかからないものと思ひておるところです。

以上です。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） 比子の場合は、本当に道路の場所とかもう全部がらっと変わってしまったので、最初開通したときに行ってちょっとびっくりしてしまったのですけれども、要はそういうことにはならないと、そのまま吹浦インター、全線開通をしたときの形状で吹浦インターができて、そのまま供用になりますよという見通しだということで認識をいたしました。吹浦インターできれば、多分秋田から来れば恐らく乗るのかなというイメージはつくのですけれども、ちょっと道路環境の整理ということで、もう一つだけご質問をしたいと思ひます。現在丸子まで、遊佐鳥海インターチェンジまで開通をしておりますけれども、秋田方面へ行くとき、今秋田に向かうときに、ではどうしているかというと、皆さん菅里インターチェンジで降りて、秋田方面に向かっております。要は丸子まで山越えて行くと遠回りになってしまうので、秋田に向かう人は、分かっている人は菅里で降りて、7号線真つすぐ上がって秋田のほうに行くというような、一般的かなと、利用かなというふうに思ひております。たとえ吹浦インターチェンジまで開通したとしても、私も同じですけれども、開通しました、何しましたっていつて、例えば新しい道路入っていつて、途中で終わってしまったみたいな、道路終わっているのではないかというときも間々あるわけ

あります。要は道路がどういうふうにつながっているのかというところがちょっと理解ができないときがあるのです。そういう方が例えばいらっしゃるとすると、分からないから、同じでいいやっていって、せっかく吹浦まで通っているのに、菅里で降りて、そのまま秋田のほうに行かれる方というの、そういう利用をされる方もいらっしゃるかもしれません。これ県境部分全部もう一緒にたに開通するのであれば、恐らく問題はないと思うのですけれども、今回部分的な開通でありますので、やっぱりできるだけそういうことにならないようにしたほうがいいと考えております。それで、これは私の主観が半分なので、ご意見多々あるかと思えますけれども、それで、例えば看板を設置をして、こういう部分開通ですよということを、道路環境がどうなっているかということをドライバーさんに認識していただけるように、分かるようにする。そこに途中に例えば新道の駅がありますよとか、そういう、要はできるだけ新しい道路を利用していただきやすい対策ということをしたほうがいいのではないかなというふうに思っておりますけれども、要は道路が今どうなっているか、環境的に、施設的な環境も含めて今こうなのですよということをアピールしたほうがいいのではないかなというふうに思うわけですが、そこら辺のご所見あればお伺いをしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えをいたします。

部分開通といったところからのこういった看板等の提案いただいたわけですが、まず初めに、ドライバーの心理としましては、接続道路に近いインターで乗り降りしたいといったように感じる方がほとんどなのではないかなと思いますので、それでいきますと遊佐菅里インターは使いやすいインターなのではないかなと思っております。ご指摘のとおり酒田側から遊佐菅里インターで一般道に降りてしまうと、新道の駅に立ち寄りができなくなってしまうといいたまいますか、立ち寄らずに通ってしまおうといったことになるかと思えます。町としても、新道の駅の開業のPR、こちらは当然行わなければいけないわけですが、日沿道に、例えばこの先真っすぐ行くと道の駅がありますよとか、そういったような案内表示等が可能かどうかということについて、国土交通省の酒田河川国道事務所に要望なり考え方もお伝えしていきたいなと思っておりますのでございます。例年酒田河川国道事務所とは事業調整会議も開いておりますので、そちらの席上でもそういったお話なども話題として出させていただこうかと今の時点では思っているところです。

以上です。

議長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6番（本間知広君） 端的にお伺いをいたしますけれども、仮にそういう提案をした場合、看板立てていいですよとか、立てましようみたいな、そうやってほしいのですけれども、感触としてはどのぐらいの感触がございませうでしょうか。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

実現の可能性はというお尋ねかと思えますけれども、どのタイミングになるかは分からないのですが、私もちょっとこの先の進み方は分かっていないのですけれども、当然のことながら、開通時にはそういった看板、道の駅の、この先にありますよですとか、そういったところを示すような看板などは国でつけて

いただけるものと思っておりますので、ただそれと同じものになるか分からないのですが、協議が必要かと思えますけれども、道路の利用者に対して、分かりやすく、迷わなくといったことも考えながら、つけるタイミングとか、そういったものがあるかと思えますので、まずは協議といいましょうか、相談をさせていただくところから始めたいと思っております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 6 番、本間知広議員。

6 番（本間知広君） 8 年度に吹浦まで開通をすると、新道の駅自体は 9 年度当初ということで、少しラグはあるかなと思うのですが、やはり道路の建てつけ上、1 回菅里から中に入っていくの吹浦なので、どうしても真つすぐ行ってしまえという方、心理的な部分が大きいと思うのですが、そういう方もやっぱりおられるだろうというふうに思えますので、できるだけそういう情報提供できるような看板等の設置実現に向けてしっかり協議をしていただいて、何とか道の駅 P R できるように努力をしていただきたいというふうに思います。

またちょっと話が変わるかもしれませんが、部分開通による影響の対応といいますか、答弁で、全線開通に合わせたイベントでしたっけか、そういったことも考えられるみたいなお答弁あったと思うのですが、やはり何かしらちょっと要するに当たり前ではない時期がありますので、そういった時期に対応するような何か対策みたいなもの、イベントも含めて、少し答弁にもございましたけれども、そういったものを何かあればぜひご答弁いただきたいと思えます。

議長（高橋冠治君） 渡会企画課長。

企画課長（渡会和裕君） お答えいたします。

新しくなります道の駅の運営に関してでございますけれども、そちらにつきましては令和 5 年度に公募により選定をさせていただいた指定管理候補者であります共同企業体ジオ鳥海パートナーズグループ様、こちらが担うことになるということでございますけれども、現在開業に向けてジオ鳥海パートナーズグループ様と様々意見交換等しておる段階でありますし、実際運営をジオ鳥海パートナーズグループ様が担うということになりますし、オープニングのイベント的なものもパートナーズグループのほうから行っていただくといった想定をしております。そのほかに何か具体的なものと言われますと、現時点ではちょっとビジョンは持っていないわけでありまして、全線開通前であっても、ジオ鳥海パートナーズグループ様と連携した形で道の駅を盛り上げていけるようなものを何か考えていきたいなと思っているところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 6 番、本間知広議員。

6 番（本間知広君） これやはり当初の環境とは多少ずれが生じるわけでありまして、今後そういった環境に対応したような何か仕掛けなりなんなりというものも考えていったほうがいいのではないかなというふうに思っているところであります。これ道の駅だけではなくて、やはり来町される方全般にかかってくるのかなというふうに思えますので、幅広い対応といいますか、イメージで取り組んでいただきたいというふうに思っているところであります。やっぱりこの辺は部分開通ですよということをはっきり P R をしながら、何か対応策があれば、しっかりそこに取り組んでいていただきたいというふうに思って

いるところであります。よろしくお願いします。

先ほど来部分開通という話なのですが、去年の12月の定例会で、私現在のふらっとの利活用についてということで一般質問をいたしました。先ほど来話ししていますけれども、要は全線開通とは違って、恐らく既存の国道の利用頻度というのも少し変わってくるかなと。要は当初より増えるかなというふうに感じているところなのですが、それを踏まえてなのなのですが、これも同じように、新道の駅は計画どおり進めるということでありました。ふらっとについても、同じように質問した内容で着々といくのかどうか、ちょっとそこを確認を、もし検討されていることあれば、お話ししていただきたいところもありますけれども、あと状況が変わっている中で、あれから利活用について何か進捗があれば、それも併せてお聞きをしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 太田産業課長。

産業課長（太田智光君） お答えいたします。

道の駅につきましては、国土交通省の登録ということになりますが、新しい道の駅ができて、そちらに移転ということであれば、その時点からということで、現在のふらっとも移転するものだというふうに認識をしておるところであります。去る12月議会で議員のほうからのご質問あったとおりでありましたけれども、現在町、産業課のほうのサイドとしては、現道の駅ふらっとが移転して、空きましたら、工事を着手しての共同加工場の整備ということで前お話しさせていただいたとおりであります。ただ、全体、ほかにも建物等ございますので、そちらについては第三セクターのほう、株式会社総合交流促進施設のほうとまだ何も協議もしておりませんし、三セク側の考え方も聞いておりませんし、全てが町の建物ではありませんので、三セクが所有する建物もございますので、それについては今後検討していきたいというふうに思っているところであります。現道の駅に整備する加工場の整備については、今期の実施計画にも一応8年度設計、9年度工事というような形で、概算ですけれども、計画としては今上げておりますが、具体的にはまだ進んでいないという状況であります。

以上であります。

議 長（高橋冠治君） 6番、本間知広議員。

6 番（本間知広君） これも前回も一般質問で申し上げましたけれども、やはりしっかり取り組んでいただきたい部分であります。なお、まだまだ建物的なスペースというのは残っているわけですので、できるだけ効率的な、効果的な利活用というのを策定をしていただきたいというふうに思っております。

この日沿道ですけれども、いろんな意味があって造られる道です。パンフレットに書いてあるのは救急医療活動でありますとか、地域間の交流、観光振興でありますとか、災害に強いネットワークでありますとか、物流の効率化、地域経済の活性化でありますとか、最後にパーキングエリアタウン、括弧書きで道の駅鳥海移転整備というところがパンフレットに載っているわけでありまして、こういったことをすることによって、やはりしっかり最終的には遊佐町のアピールをして、先ほど来人口の話が出ておりますけれども、そういった問題へもしっかりアプローチしていかなければならないことだなというふうに思っておりますので、できるだけ、部分開通ということで、影響が、道路通ってみないと何とも言えないところでありますけれども、早くとにかく全線県境部分開通することを願ってやまないわけでありまして、距

離が、時間が短くなれば、移動もしやすくなりますので、乗ったり、降りたりということもなく、スムーズに目的地にたどり着けるような環境を、いまだにこの地域そういったインフラが整備されていないというところでもありますので、一つ一つやっぱり確実にできていくインフラが整備されていくということは本当に喜ばしいことかなというふうに思っておりますので、また別のところでもそういった県境部分の早期の開通ということで取組のほうも併せてお願いをしたいなといったところでございます。るるお話ししましたけれども、次もありますので、これにて私の一般質問は終わりたいなというふうに思います。

以上です。

議長（高橋冠治君）　これにて6番、本間知広議員の一般質問を終わります。

ここで、会議時間の延長についてお諮りいたします。本日の日程が終了するまで会議時間を延長することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（高橋冠治君）　ご異議なしと認めます。

よって、本日の日程が終了するまで会議時間を延長いたします。

7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君）　それでは、第579回、1日目最後の一般質問をさせていただきます。時間の延長をいただきましたので、早足でここまで上がってまいりましたので、皆様方にも、課長の皆様、答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

昨日の夜から今朝にかけて、多分皆さんもニュース報道でご承知のとおりかと思いますが、九州地方では線状降水帯がまた発生しております。先ほど6番議員からもありました、梅雨に入ってきたというお話がありましたが、遊佐町も間もなく昨年7月25日に起きた大雨災害から1年がたとうとしております。月日がたった今でも、町道、農道、林道など、まだ復旧が行われていない箇所もあり、その最大の大きさは爪痕をしっかりと残している状況であります。家屋への被害は、吹浦地区、六日町、下タノ川地区合わせて312件の浸水被害があり、全てが復旧したとはまだまだ言えない状況ではないでしょうか。中には修理を行わず解体する家屋や、住み慣れた家を離れて身内のところへ身を寄せる方々もいらっしゃるのではないのでしょうか。町内を見渡してみますと、大雨災害の足跡は月光川水系にも残っていて、旧朝日橋の橋台には大雨で流されてきた流木が残っていたり、駐車場のコンクリートは破損しているままで、「おくりびと」撮影場所としてはあまり見た目がいい状況ではなく、さらに上流には川の流れが見えないくらい草柳が生い茂り、水かさが増えると抵抗があり、流れにくい状況とも見えるし、大雨でまたその木々が流れ、橋台に引っかかって水がせき止められるという状況も出てくるのではないのでしょうか。また、吹浦旧漁港河口近くの新吹浦橋から西浜橋、旧漁協から二見岩にかけては、土砂の堆積が昨年の大雨で運ばれ、さらに増え続けていて、土砂の上には雑草も生えてきており、自然堤防化している状況でもあります。昨年の大雨では、キャンプ場の土砂が堤防となり、水が渦を巻き、旧漁協水門に逆流していく状況も見えました。昨今の気象状況から見ると、昨年のような大雨が降ったり、近い場所での津波などが起こったりした場合、より大きな災害が起きる可能性があります。月光川は2級河川であり、県の管轄ではありますが、昨年の大雨災害を踏まえ、同じ災害の被害を繰り返さないために、雑木などの除去や土砂のしゅんせつなどが必要と見られます。災害対策として県への要望は行っているのか伺います。

また、今回の町政座談会の中での意見として、執行部の皆さんは多分お聞きになっていたと思いますが、最終日、吹浦地区での町政座談会の中で、同じ災害が起きた場合、一度は家を直したが、2度は直せないで、もうここには住めないという町民からの意見も出ていました。町民の方々の心の負担も大きいはずです。町単独で行える対策も必ずあると思われます。昨年の災害を踏まえ、現在当町ではどのような対策を講じているのか、また今後の整備計画があれば伺い、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） それでは、本日最後の質問者でございます那須議員の質問、答弁を答えさせていただきます。

遊佐町の2級河川は、月光川水系の月光川、洗沢川、牛渡川など11河川ございまして、総延長は4万9,540メートル、日向川水系は西通川1河川で延長7,800メートル、河川管理者は山形県となっております。なお、月光川につきましては、月光川ダムを最上流といたしまして、西浜橋下流までの延長1万7,400メートルとなっております。月光川につきましては、河川管理者である山形県が平成28年8月に河川整備基本方針を策定し、平成30年11月には治水、利水、環境に維持管理を加えた4つを目的としまして、おおむね20年間の整備目標と整備内容を検討した河川整備計画が策定されております。計画規模につきましては、河口地点で実績最大流量を記録した昭和30年6月洪水や、近年大きな被害をもたらしました昭和58年7月の洪水、平成8年6月洪水を安全に流下させ、浸水被害を防止することを目標としまして、50分の1となっております。整備箇所は、月光川河口からふれあい橋下流までは改修済みであることから、河道の流下能力が不足しているふれあい橋下流から新朝日橋下流までの延長2.6キロメートル区間を対象といたしまして、目標とする流量を安全に流下させることを目的として、築堤、掘削工事などによる河積の拡大を行うことになっております。また、山形県では、令和6年7月25日の大雨により甚大な被害を受けたことを踏まえまして、日向川水系・月光川水系緊急治水対策プロジェクトを立ち上げております。河川区域対策には、継続中の事業についても進度を加速し、浸水被害を防ぐこととしており、継続中の事業には月光川の築堤や河道掘削事業と滝沢川の河道掘削事業が含まれております。これらの計画に基づきまして、山形県におきます月光川の整備は、岡田尻引地内の町浄化センター付近から六日町地内、遊佐小学校前までの区域でのしゅんせつ、河道掘削、河積確保、築堤などの整備事業が進められておりまして、昨年大雨で被害を受けた六日町地内では排水樋門設置工事が着工されております。町では、河川環境の整備と保全がされるように沿線地域におけるネットワーク強化を図るとともに、安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的としまして、遊佐町河川情報連絡会を設置しております。こちらは、委員12名で構成させていただいており、河川ごとに担当を割り振り、護岸の損傷や土砂堆積、支障木などの河川の異常及び変化などを把握いただきまして、各委員持ち寄りの情報を連絡会にて検討し、優先順位を定め、県のほうへ要望させていただいております。

月光川河口部のしゅんせつにつきましては、全要望箇所26か所のうち優先順位1位として要望を行わせていただいております。昨年5月には西浜橋下流の左岸側の一部をしゅんせつしていただきましたが、まだまだ大量の土砂が堆積している状況にあることから、継続して要望を行っているところでございます。あわせて、朝日橋上流部の支障木、繁茂の除去につきましても、継続して要望を行わせていただいております。

今年度は、月光川の宮田橋下流と洗沢川の中樽橋下流のしゅんせつを実施すると県より連絡をいただいておりますが、そのほか河川につきましても、堆積土のしゅんせつや支障木の撤去などを引き続き要望してまいります。

以上、壇上からの答弁とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 今町長からは、県が行っている事業と、その要望内容等を説明をいただきましてありがとうございました。今まさに国でも国土強靱化計画ということで、自然災害から命と財産と社会を守るということで、5年で20兆円強の予算審議をしているような形であります。やはり早くてもう1年です。災害に遭われた方々は、まだその心の傷が癒えていないような方々が多いと思っております。さらに、また来るのではないかというところの心配が多い方々も多いように思われます。今町長の答弁の中で、町のほうでは遊佐町河川情報連絡会というのがあるのですよというお話をいただきました。その要綱を見ますと、会長が招集するというふうな形で入っておりますが、この情報連絡会というのは常時集まるのか、問題が起きたときに集まるのか、もしくは定期的に1年間に何回か集まっているのか、そういったところのちょっと情報をお聞きしたいと思いますので、分かる範囲で結構ですので、お願いいたしたいと思います。地域生活課長、朝から答弁待っているかと思われますので、ぜひお声を聞きたいので、よろしくお願いいたします。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答え申し上げます。

河川情報連絡会議につきましては、定期的に会議を開いてございます。今年も6月下旬に予定しております、その後頃合いを見図りまして、通算年2回会議を開く予定としております。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございました。私は、こういった連絡会議があるのはちょっと承知していなかったものですから、今初めてお聞きしまして、内容のほうを確認をさせていただいたところであります。

町長答弁の中にも六日町地域の排水樋門設置工事、皆さんも目で見分分かるような形で今工事が進んでいるかなと思っております。土手のところは、低かった土手を少し盛っていくような形で、水の越水を防ぐような形で工事が進められておりまして、その対面にあります、先にできました樋門と同じような形で右側にもつくというお話でありましたが、昨年の大雨災害ではやはり土手までの水がかなり多く出ておりまして、樋門がつく場合でも、その樋門が水の水压で今度は開かない場合、状況が出てきます。すると、やはり六日町地内の都市下水路は行き場がなくなってくるという状況ができるはずです。今回私がこのしゅんせつのお話をさせていただきますのは、令和2年の第534回も一度しゅんせつのお話をさせていただいた経緯もありまして、やはりこういった状況は必ず来るということを踏まえての一般質問をさせていただいたところであります。

もう少し上流のほうからお話をさせていただきますと、旧朝日橋のところには、やはり瓦礫が橋台にたくさん引っかかっておりました。多分皆さんも、あまり注意して見ないから、分からないかもしれません

が、下りていって公園のところまで行って、旧朝日橋の下にまで行くと見えるのです。かなりの数、大きい瓦礫が引っかかっておりまして、先ほどの私の話の中では上流には草柳が繁茂しておりまして、それが水圧がかかるとやはり流されて、さらに橋台、旧朝日橋というのは新しい橋よりも橋台が狭いのです。ですから、大きな流木が流れてくると水をせき止めるという、そんな状況も出てくるのかなと思っております。そういったところは町では把握しているのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、かなりの流木ですとか、ヨシといたしますか、いろいろなものが朝日橋の橋脚のほうに引っかかっている状況でございまして、町のほうでも写真を撮りまして、その情報を県のほうにも提供しております。あと、朝日橋の河川公園のところの舗装になっている、ブロックになっているようなところも破損しておりますので、そのような情報も県のほうに提供しておる状態でございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） 町のほうでも把握をしていて、県のほうにもお願いをしているというお話でありました。先ほどもお話をさせていただきましたが、この月光川というのは県の管轄でありまして、やはりそういったところも踏まえて、町のほうでは自分たちはなかなか行うこととか、県の判断を待つしかないのかなとは思っております。それも踏まえての今回の一般質問でありますので、答弁できる範囲で結構ですので、お願いをしたいと思います。この旧朝日橋、我々は中学校のときからそこを通っていて、その後に新しい橋ができたという思い出もありますが、やはり片づけられるところは片づけられないものかなと。少し手作業にもなるのかなと思うのですけれども、次のそういった災害に、やはり県のほうにお願いするだけでなく、町のほうでも少し自分たちでできることもあるのではないかなというふう思った次第でありまして、ぜひ今回は一般質問の中でお聞きしたいなと思ったところであります。県の管轄で、町が一度手を出してしまうと、では町でやってくださいと言われることもあるのかなと思うのですけれども、なかなかそういったところの手つかずのところが多く今回は見られる災害ではないかなと思っております。

もう少し河口に行きますと、六日町地域の樋門の建設が、今整備が行われているわけでありましたが、先ほどお話をしたとおり、樋門は水圧によっては、中の水は流れていきません。前年度、令和2年の後にもう一度お話をさせていただいたときに、ポンプの予算をつけていただいたことがあったのです。今回は吹浦地区、それから六日町地区にもポンプの導入をしていただいて、排水をさせていただいたというお話をさせていただきましたが、やはり樋門が閉じたところで水が必ずたまってくるはずで。前のお話の中では、この都市下水路排水という設計をしたときに、今から39年前の設計でありまして、49.7ミリでの排出の設計になっているというお話を伺っておりました。これは、昨年10月定例会での答弁であります。質問でありました。その中で私の質問で、調べてお話をさせていただいたのですが、今はもう100ミリを超える雨量が降るような状況であります。先ほど言いましたけれども、九州地方、それから近畿地方で今線状降水帯が出ておりますが、150から180という予報でした。そんな中で都市下水路の設計状況を見て、今のやはり時代に合った排水も必要ではないかなと思っておりますが、そういったところは課長のほうはど

ういうふうな考えでいらっしゃるのかお聞きしたいと思います。

議長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答えを申し上げます。

ただいま議員おっしゃいましたとおり、昨年の10月の定例会で現状の都市下水路、吹浦と遊佐の都市下水路の状況につきまして答弁をさせていただいたところでございます。降雨強度1時間当たり48.7ミリメートル、降雨確率年7年ということで当時設計をされてございます。その当時といたしましては、こういった設計でよろしかったのかもしれませんが、近年の異常気象というようなことで大分雨量も激しい、昨年的大雨もそうでしたけれども、かなり状況が変わってきているのかなというような状況もございます。排水ということでは、現在工事着工しております六日町の都市下水路の排水樋門につきましては、フラップゲート式というようなことで伺っております。ですので、月光川の水かさが上がってくれば、都市下水路のほうに月光川の水が流れないようにフラップゲートが閉まると自動的に閉まるというようなところでございますので、排水につきましては、かなり重要なことになってくるのだという認識をしております。現状吹浦都市下水路のように排水ポンプ投入ということも想定しておりますが、それ以外にも国や県などで排水ポンプ車というようなものもあるようでございますので、そういったものがお借りすることができるのかどうか、昨年的大雨のときには酒田河川国道事務所で三十数台の排水ポンプ車、他県で保有しているものを借りて集約させていたようでございますので、そういったことで少し河川国道事務所さんのほうにも聞いてみたいなと考えておるところでございます。

以上です。

議長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7番（那須正幸君） ありがとうございます。通告をしていない質問で申し訳ありませんでした。答弁ありがとうございます。そういった内容がやはり町でできることではないかなと思っております。今課長の中では、国や県が所有する排水ポンプ車の借り上げというお話もありましたが、多分そのポンプ車が必要なときというのは、ここ庄内地区は全地域同じ状況ではないかなと思います。やはり遊佐にだけ貸してくださいというのはなかなかできない状況ではないかなと思っております。秋田のふたつという道の駅がありますけれども、そこには道の駅の隣に排水ポンプ車等を入れる、水害に対する、そういった車両が入っている倉庫がありました。それは、ふたついで用意しているやつだそうです。そういったところもあるので、町としてできることをしっかりとやはり計画を持って行っていただけるのが一番ありがたいかなと思っております。

先ほども言いましたけれども、吹浦地区西浜橋を、多分皆さん遊楽里とかに行かれる方は分かると思うのですが、あの西浜橋の下が一番ひどいです、土砂のたまりが。ちょうど中腹の辺りが船底みたいな形になっていて、やはりそれが今年になってからかなり広がっていて、中にはもう雑草が生えているような状況であります。そこからやはり漁協側のほうに向かっていって、旧吹浦橋も見ますと、その辺はキャンプ場付近の左側の、左のほうが円を描いて自然堤防ができていまして、旧漁協からはなかなか船まで今出られない状況にもあるのだというふうな皆さんのお話もありました。昨年的大雨の際に、吹浦小学校の避難所から私帰るときなのですが、たまたま漁協のほうを見ましたところ、流れてくる水が、バケツが浮いていたり、何かいろいろなものが浮いているのですけれども、それが渦を巻いて漁協のほう

にやはり堤防になって流れていくという状況が見えました。今回吹浦地区の水門に関しましては、遮断する水門という形で造っていただいたことには本当に感謝したいと思います。何もしないよりは、やっぱりこういう、ある程度可能性があるものは少しずつやっていくということも大切なのかなと思っておりますので、その水門に関してちょっと課長のほうからご説明をいただければありがたいなと思っております。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） ご説明申し上げます。

なかなか現地を見ていただかないと分かりづらいといえますか、説明も難しいところはございますが、吹浦都市下水路の出口部分、水門の手前に都市下水路の開口部がございまして、昨年的大雨ではその開口部から旧漁港を越えて外水が入ってきたというような状況がございました。そのときは排水ポンプで排出作業、排水作業を行っていたのですが、外水が入ってきてしまったということで、幾らかき出してもまた入ってくるというような状況でございました。そういった状況を踏まえまして、先ほど那須議員からもお話ありましたが、開口部から外水が入らなくなるように、コンクリートあるいはH鋼で囲いを造ったところでございます。平常時といえますか、大雨になっても、一定程度はその開口部から都市下水路の水が流れ出るという状況もありますので、そこは無駄にはしたくないと。出ていく分には流しておいて、逆に外水が入ってきそうになったら、角落として外水を止めるというような仕組みで工事を行っております。間もなく完成する見込みでございます。今年度行いました吹浦都市下水路の出口部分の開口部の工事につきましては、そういった内容でございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。今までとは少し違った形での対策という形ではありますけれども、やはり少しずつ前に進んでいただくことはとても大切なのかなと思っております。今までは水門がすぐ近くにあったのですけれども、その水門の管理というのは、今までは水門組合の方々と消防団の方々が管理をしていて、総会のときには必ずそこに行って、一度やってみるという形で行ってまいりました。この新しくできた遮断のついた水門に関しては、こういった形での管理となるのかお聞きしたいと思います。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答え申し上げます。

まだ角落としての、水を吸わないような密度の高い木材を使いまして角落とし使っているのですが、その置場、ただいま議員からありましたとおり、水門の操作につきましては、吹浦の消防団の方々から行っていていただきますので、消防ポンプ車庫、そちらに置いたほうがよろしいのか、ただ一番使い勝手がいいのは水門の近くにあるのが一番だと思いますので、そこ周辺近辺にそういった置く場所ないのかどうか、今検討、確認をしている状況でございます。あと、排水ポンプを有事の際には設置することになりますが、今まで依頼してまいりました町内の吹浦地区にございます業者さんがこのたび廃業というような情報もいただいておりますので、別の業者さんのほうに現在排水ポンプの操作などについて今打診をしている状況でございます。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） ありがとうございます。あわせて、再度また総会のときにでも確認をしながら、その点検をしていきたいなと思っておりますが、排水ポンプを委託している建設会社さんが 1 社廃業したということで、遊佐町もそうですけれども、吹浦もそうですけれども、ポンプの数というのが今までよりはやはりかなり多く必要になってくるのかなと。町でできることは、それはできるのかなと思っておりますので、ぜひそういったところでの対策は行っていただきたいなと思っております。数がこれだけあればいいのではなくて、やはり排水ポンプにつきましては、数が多く必要かなと思いますので、ある業者の皆様方には確認のほどをお願いしたいなと思っております。

先ほども壇上でお話をさせていただきました。今年もまた同じような状況になって、同じような水かさが増えて、遊佐、六日町、下タノ川地区、また吹浦地区が増水した場合、やはりなかなか 2 度も 3 度もという形では難しいのかなと思っております。それは、やはり財政も含めて町も大変容易でなくなるのではないかなと思っておりますが、今河口の状況をどのように、吹浦地区も含めて見ているのか、また県への要望はどういった形で行っているのか、その状況をちょっとお聞きしたいと思っております。お願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 太田地域生活課長。

地域生活課長（太田英敦君） お答え申し上げます。

先ほどの町長の答弁にもございましたけれども、それから先ほど議員の質問でもお答えしましたけれども、町としては河川情報連絡員からの情報も精査いたしまして、月光川河口部につきましては、優先順位 1 位として県のほうにしゅんせつをお願いしております。先日庄内総合支庁河川砂防課に確認したところ、宮田地内、樽川地内のしゅんせつを実施するということですが、そのほかについては現在調整中というお話でございました。河川内での作業となりますので、様々な制約がございます。その辺との調整ということもあろうかと思いますが、先般の吹浦地区の町政座談会でも、先ほど議員からもお話がありました、意見、お話出されましたので、町としても一刻も早く取りかかっていたらいいよう、住民の皆様方の声を届けてまいりたいと思っております。また、昨年は大雨で会議自体中止になってしまったのですけれども、県議と語る会も予定されておりますし、それに限らず県議会議員の皆様からお力添えをいただき、要望をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（高橋冠治君） 7 番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 説明をありがとうございます。これは自然の起こすことなので、なかなかその予測というのはつかないわけではあります、時既に遅しとならないような形でぜひ要望活動をお願いしたいと思っておりますし、またそういったしゅんせつもぜひお願いしたいと思っております。

昨年の 10 月定例会では私は排水機場の新規設置をお願いしたいと、これは吹浦に限らず六日町地内もそうであります。やはり一番大切なのは設備ではないかなと思っております。吹浦の場合ですと、吹浦の漁協の近くが町の所有なのです、あの土地が。ですから、土地を求めることはなくても、例えばそこに新しく設備を造るということは可能ではあります。前回の町政座談会をお聞きしまして、町長にちょっと答弁

をお願いしたいと思うのですけれども、やはりこういった排水機場の新しい設置の計画がぜひ必要だと思いますが、そういったところは可能なかどうかちょっとお聞きしたいと思います。町長、よろしくお願いいたします。

議 長（高橋冠治君） 松永町長。

町 長（松永裕美君） 那須議員のご質問にお答えしたいと思います。

ただいまのご質問、私も町政座談会で町民の方から直接不安な声、または、また今年も水害があったらという本当に心痛な思いを理解しております。ただ、今排水機場について、ここで計画がこうですか、予算をつけますとかは申し上げられないのですが、ここでご披露できる私たちなりの提案でございますが、1つは、やはり遊佐都市下水路もそうですが、吹浦都市下水路双方に、今年度国土交通省が実証実験として行っている、皆様のそちらのタブレットでお調べいただければいいのですが、ワンコイン浸水センサという浸水時に浸水状況を迅速に把握することができる浸水センサーを水門手前の開口部付近に、町なかの初めに水位が上がってくる箇所に設置する予定でございます。まずはできることから、町民の皆様が、町が新しいことを何とか今してくれているよというところで、ご不安を少しでも解消するために、こちらのほうは今年度取りかかろうとしております。吹浦都市下水路については、迅速な水門操作を行う判断材料として活用できればと私たちは期待しているところでございます。

それから、先ほどの、遊佐町がこんなに大変なことになっているということで、県のほうにももちろん要望もそうですが、6月15日におきましては、最上川下流・中流及び日向川水系・月光川水系緊急治水対策プロジェクトの合同着工式に私たち遊佐町も参加して、私たちの町の様子、またはこれから対策を願うというところは全面的に押し出していきたいと思っております。先日も、日帰りではありましたが、国土交通省のほう並びに財務省のほうに、町がどんなに今大変な状況であるかを、遊佐町だけではなくなか押しが弱いので、庄内全体で、鶴岡市、酒田市、庄内町、三川町と一緒に首長の方々と共に要望を活発化したところでございます。

那須議員におかれましては、常に地元の声に耳を傾け、様々な情報を提供してくださって本当にありがたいと思っております。何分予算のこともありますので、まずはお約束できることを答弁させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議 長（高橋冠治君） 7番、那須正幸議員。

7 番（那須正幸君） 町長、ありがとうございます。まさに町が今できることをしっかりと計画をして、答弁をしていただいたなと思っております。県議の方々もそうですけれども、ただ状況を見емと、本当にせっぱ詰まっているような状況かなと私は思っておりますので、やはり声を大きくして、また県や国のほうへも要望活動をお願いしたいなと思っております。

最後に、排水機場の新設設計計画を進めていただくことを切に願って私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議 長（高橋冠治君） これにて7番、那須正幸議員の一般質問は終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

あした6月11日午前10時まで散会いたします。

（午後4時43分）